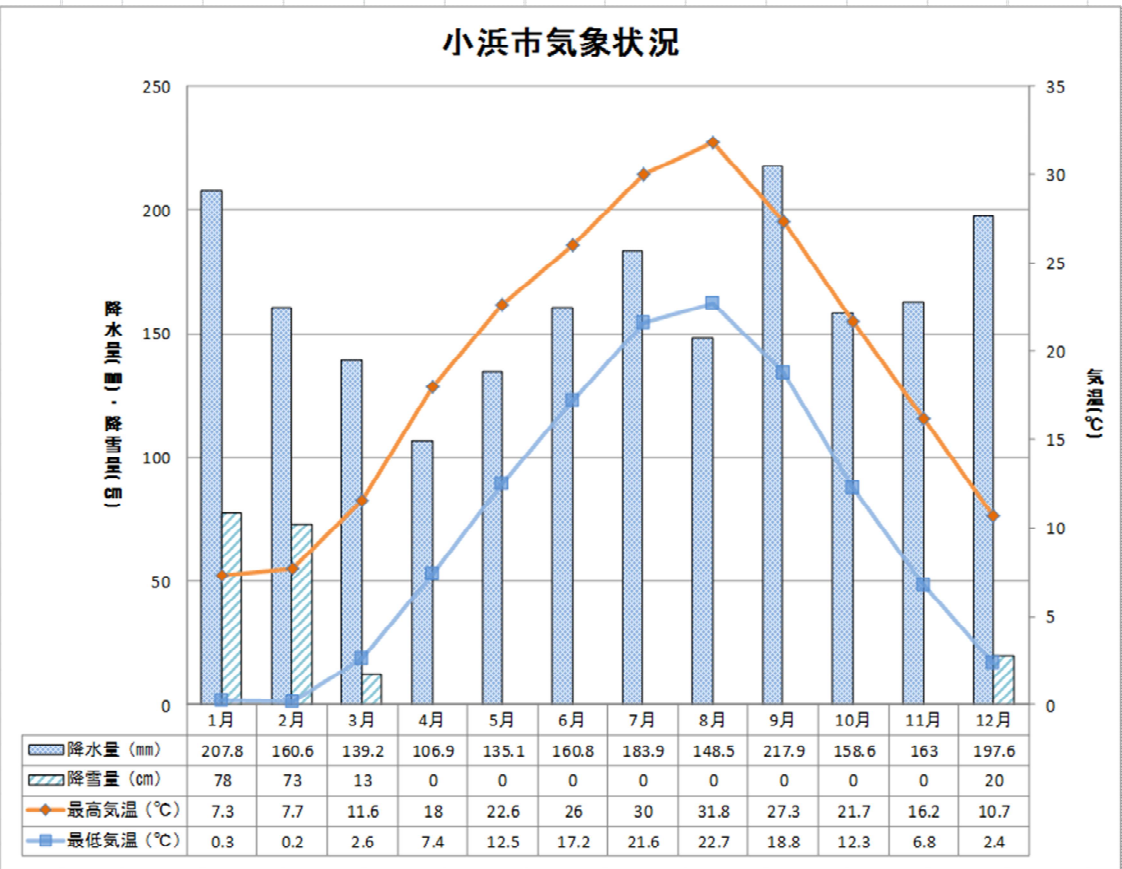


小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
小 浜 市 地 域 防 災 計 画 【 一 般 災 害 対 策 編 】 第 1 章 総 則 第 1 節 計画の方針 第 1 ～ 3 （略） 第 4 計画の効果的推進 （略） また、<u>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者等（以下「要配慮者」という。）の参画拡大に努めるものとする。</u> さらに、<u>令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> （中略） 国が令和 2 年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、 地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。 第 5 （略）	小 浜 市 地 域 防 災 計 画 【 一 般 災 害 対 策 編 】 第 1 章 総 則 第 1 節 計画の方針 第 1 ～ 3 （略） 第 4 計画の効果的推進 （略） また、<u>男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画拡大など男女共同参画および要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。市および県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めるものとする。</u> さらに、新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も</u>踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。 （中略） 国が令和 2 年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（<u>同時または連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象</u>）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。 第 5 （略）

現 行

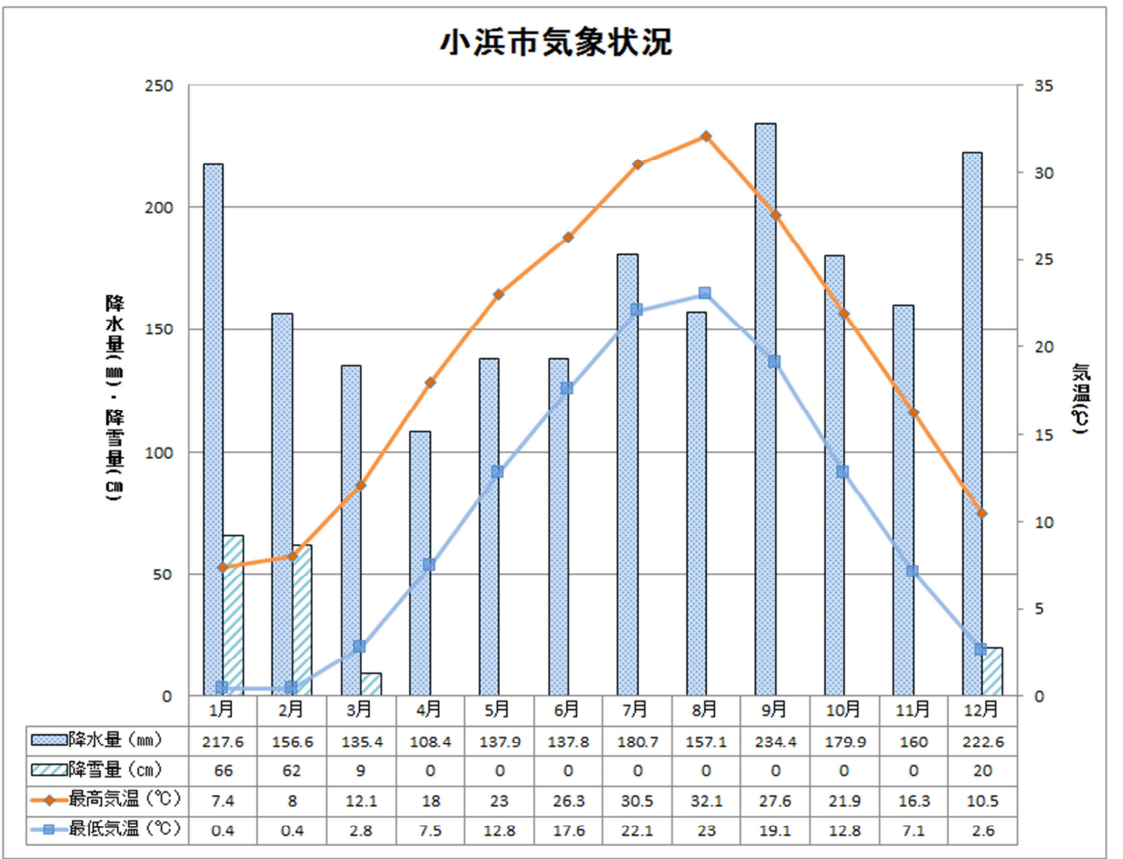
第2節 地域の概況
第1 自然的条件
1. ～3. (略)
4. 気候
(略)



※気象庁ホームページ(気象統計情報)アメダス小浜観測所1981～2010年の平均値

改定案

第2節 地域の概況
第1 自然的条件
1. ～3. (略)
4. 気候
(略)



※気象庁ホームページ(気象統計情報)アメダス小浜観測所1991～2020年の平均値

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行						改定案					
第2 社会的条件						第2 社会的条件					
1. (略)						1. (略)					
2. 人口						2. 人口					
平成27年国勢調査によると人口は、29,670人である。昭和20年台の38,000人台をピークとして徐々に減少し、平成以降は34,000人を下回り、年々減少傾向にある。						令和2年国勢調査によると人口は、28,991人である。昭和20年台の38,000人台をピークとして徐々に減少し、平成以降は34,000人を下回り、年々減少傾向にある。					
また、世帯数では平成27年現在11,220世帯で、昭和20年代の8,500世帯台から年々増加しており、平成13年以降は11,000世帯台で横ばいである。						また、世帯数では令和2年現在12,082世帯で、昭和20年代の8,500世帯台から年々増加しており、平成13年以降は11,000世帯台で横ばいであったが、平成28年以降は再度増加傾向に転じている。					
[年代別人口動態]						[年代別人口動態]					
区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員	区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員
昭和25年	38,554	18,678	19,876	8,312	4.64	昭和25年	38,554	18,678	19,876	8,312	4.64
昭和35年	36,236	17,475	18,761	8,479	4.27	昭和35年	36,236	17,475	18,761	8,479	4.27
昭和45年	33,702	15,996	17,706	8,715	3.87	昭和45年	33,702	15,996	17,706	8,715	3.87
昭和55年	34,049	16,300	17,749	9,474	3.59	昭和55年	34,049	16,300	17,749	9,474	3.59
平成2年	33,774	16,175	17,599	9,920	3.40	平成2年	33,774	16,175	17,599	9,920	3.40
平成7年	33,496	16,164	17,332	10,383	3.23	平成7年	33,496	16,164	17,332	10,383	3.23
平成12年	33,295	16,134	17,161	10,962	3.04	平成12年	33,295	16,134	17,161	10,962	3.04
平成17年	32,182	15,620	16,562	11,136	2.89	平成17年	32,182	15,620	16,562	11,136	2.89
平成22年	31,340	15,376	15,964	11,477	2.73	平成22年	31,340	15,376	15,964	11,477	2.73
平成27年	29,670	14,539	15,131	11,220	2.64	平成27年	29,670	14,539	15,131	11,220	2.64
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	令和2年	28,991	14,317	14,674	12,082	2.40
(※平成27年国勢調査)						(※令和2年国勢調査)					
[地区別人口構成]						[地区別人口構成]					
区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員	区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員
小 浜	3,868	1,893	1,975	1,577	2.5	小 浜	3,592	1,741	1,851	1,554	2.3
雲 浜	5,375	2,613	2,762	2,317	2.3	雲 浜	5,128	2,454	2,674	2,443	2.1
西 津	3,153	1,584	1,569	1,314	2.4	西 津	2,995	1,484	1,511	1,335	2.2
内外海	1,527	744	783	472	3.2	内外海	1,426	686	740	488	2.9
国 富	1,557	767	790	485	3.2	国 富	1,460	712	748	494	3.0
宮 川	771	350	421	216	3.6	宮 川	714	316	398	216	3.3
松 永	1,168	579	589	402	2.9	松 永	1,100	563	537	419	2.6
遠 敷	3,197	1,567	1,630	1,173	2.7	遠 敷	3,200	1,660	1,630	1,379	2.4
今 富	4,909	2,457	2,452	1,891	2.6	今 富	5,423	2,833	2,590	2,411	2.2
口名田	1,709	820	889	618	2.8	口名田	1,618	793	825	609	2.7
中名田	1,121	556	565	357	3.1	中名田	987	486	501	341	2.9
加 斗	1,315	609	706	398	3.3	加 斗	1,258	589	669	393	3.2
小浜市計	29,670	14,539	15,131	11,220	2.6	小浜市計	28,991	14,317	14,674	12,082	2.4
(※平成27年国勢調査)						(※令和2年国勢調査)					
3. 土地利用						3. 土地利用					
小浜市の土地利用は、総土地面積23,309haの内、山林が19,083ha(81.8%)と大部分を占める。他には、田・畑が1,440ha(6.1%)、宅地が696ha(2.9%)、雑種地・公有地他2,090ha(9.2%)などとなっている。(2015年農林業センサス、課税台帳等より)						小浜市の土地利用は、総土地面積23,311haの内、山林が19,049ha(81.7%)と大部分を占める。他には、田・畑が1,410ha(6.1%)、宅地が605ha(2.6%)、雑種地・公有地他2,247ha(9.6%)などとなっている。(2020年農林業センサス、課税台帳等より)					

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																
第3節 防災関係機関の事務または業務の大綱	第3節 防災関係機関の事務または業務の大綱																																
第1～2（略）	第1～2（略）																																
第3 処理すべき事務または業務の大綱	第3 処理すべき事務または業務の大綱																																
（略）	（略）																																
1．～2．（略）	1．～2．（略）																																
3．指定地方行政機関	3．指定地方行政機関																																
<table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>1．～12．（略）</td><td></td></tr><tr><td>13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>小浜国道維持出張所</u> <u>北川出張所</u></td><td>1．直轄公共土木施設の整備と防災管理 2．直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 3．国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4．直轄公共土木施設の復旧 5．緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施</td></tr><tr><td>13. ～19.（略）</td><td></td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1．～12．（略）		13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>小浜国道維持出張所</u> <u>北川出張所</u>	1．直轄公共土木施設の整備と防災管理 2．直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 3．国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4．直轄公共土木施設の復旧 5．緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施	13. ～19.（略）		<table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>1．～12．（略）</td><td></td></tr><tr><td>13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>嶺南河川</u>国道維持 出張所</td><td>1．直轄公共土木施設の整備と防災管理 2．直轄公共土木施設の災害の発生防<u>御</u>と拡大防止 3．国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4．直轄公共土木施設の復旧 5．緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施</td></tr><tr><td>13. ～19.（略）</td><td></td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1．～12．（略）		13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>嶺南河川</u> 国道維持 出張所	1．直轄公共土木施設の整備と防災管理 2．直轄公共土木施設の災害の発生防 <u>御</u> と拡大防止 3．国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4．直轄公共土木施設の復旧 5．緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施	13. ～19.（略）																	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																
1．～12．（略）																																	
13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>小浜国道維持出張所</u> <u>北川出張所</u>	1．直轄公共土木施設の整備と防災管理 2．直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 3．国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4．直轄公共土木施設の復旧 5．緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施																																
13. ～19.（略）																																	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																
1．～12．（略）																																	
13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>嶺南河川</u> 国道維持 出張所	1．直轄公共土木施設の整備と防災管理 2．直轄公共土木施設の災害の発生防 <u>御</u> と拡大防止 3．国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4．直轄公共土木施設の復旧 5．緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施																																
13. ～19.（略）																																	
4．（略）	4．（略）																																
5．指定公共機関および指定地方公共機関	5．指定公共機関および指定地方公共機関																																
<table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>1．（略）</td><td></td></tr><tr><td>2．電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北 陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>（追加）</u></td><td>1．電気通信施設の整備および防災管理 2．災害時における優先通信の確保 3．被災通信施設の復旧</td></tr><tr><td>3．～7．（略）</td><td></td></tr><tr><td>8．福井県医師会 （小浜医師会）</td><td>1．災害時における医療救護活動の実施</td></tr><tr><td>9．～10.（略）</td><td></td></tr><tr><td>11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀<u>地域鉄道部</u>） （小浜駅）</td><td>1．施設等の整備と安全輸送の確保 2．災害時における輸送の確保 3．災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4．被災施設の復旧 5．県、市町、関係機関との連携 6．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施</td></tr><tr><td>12.（略）</td><td></td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1．（略）		2．電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北 陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>（追加）</u>	1．電気通信施設の整備および防災管理 2．災害時における優先通信の確保 3．被災通信施設の復旧	3．～7．（略）		8．福井県医師会 （小浜医師会）	1．災害時における医療救護活動の実施	9．～10.（略）		11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀 <u>地域鉄道部</u> ） （小浜駅）	1．施設等の整備と安全輸送の確保 2．災害時における輸送の確保 3．災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4．被災施設の復旧 5．県、市町、関係機関との連携 6．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施	12.（略）		<table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>1．（略）</td><td></td></tr><tr><td>2．電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北 陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u></td><td>1．電気通信施設の整備および防災管理 2．災害時における優先通信の確保 3．被災通信施設の復旧</td></tr><tr><td>3．～7．（略）</td><td></td></tr><tr><td>8．<u>（一社）</u>福井県医師会 （小浜医師会）</td><td>1．災害時における医療救護活動の実施</td></tr><tr><td>9．～10.（略）</td><td></td></tr><tr><td>11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀<u>駅</u>） （小浜駅）</td><td>1．施設等の整備と安全輸送の確保 2．災害時における輸送の確保 3．災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4．被災施設の復旧 5．県、市町、関係機関との連携 6．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施</td></tr><tr><td>12.（略）</td><td></td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1．（略）		2．電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北 陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	1．電気通信施設の整備および防災管理 2．災害時における優先通信の確保 3．被災通信施設の復旧	3．～7．（略）		8． <u>（一社）</u> 福井県医師会 （小浜医師会）	1．災害時における医療救護活動の実施	9．～10.（略）		11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀 <u>駅</u> ） （小浜駅）	1．施設等の整備と安全輸送の確保 2．災害時における輸送の確保 3．災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4．被災施設の復旧 5．県、市町、関係機関との連携 6．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施	12.（略）	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																
1．（略）																																	
2．電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北 陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>（追加）</u>	1．電気通信施設の整備および防災管理 2．災害時における優先通信の確保 3．被災通信施設の復旧																																
3．～7．（略）																																	
8．福井県医師会 （小浜医師会）	1．災害時における医療救護活動の実施																																
9．～10.（略）																																	
11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀 <u>地域鉄道部</u> ） （小浜駅）	1．施設等の整備と安全輸送の確保 2．災害時における輸送の確保 3．災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4．被災施設の復旧 5．県、市町、関係機関との連携 6．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施																																
12.（略）																																	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																
1．（略）																																	
2．電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北 陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	1．電気通信施設の整備および防災管理 2．災害時における優先通信の確保 3．被災通信施設の復旧																																
3．～7．（略）																																	
8． <u>（一社）</u> 福井県医師会 （小浜医師会）	1．災害時における医療救護活動の実施																																
9．～10.（略）																																	
11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀 <u>駅</u> ） （小浜駅）	1．施設等の整備と安全輸送の確保 2．災害時における輸送の確保 3．災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4．被災施設の復旧 5．県、市町、関係機関との連携 6．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施																																
12.（略）																																	
6．公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	6．公共的団体その他防災上重要な施設の管理者																																
<table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>1．～14.（略）</td><td></td></tr><tr><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1．～14.（略）		<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>1．～14.（略）</td><td></td></tr><tr><td><u>15.（公社）小浜市建設機構</u></td><td><u>1. 災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力</u></td></tr><tr><td><u>16. 小浜市管工事協同組合</u></td><td><u>1. 災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力</u></td></tr><tr><td><u>17.（一社）福井県建築士会</u></td><td><u>1. 家屋被害認定調査への協力</u></td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1．～14.（略）		<u>15.（公社）小浜市建設機構</u>	<u>1. 災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力</u>	<u>16. 小浜市管工事協同組合</u>	<u>1. 災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力</u>	<u>17.（一社）福井県建築士会</u>	<u>1. 家屋被害認定調査への協力</u>																
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																
1．～14.（略）																																	
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																
1．～14.（略）																																	
<u>15.（公社）小浜市建設機構</u>	<u>1. 災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力</u>																																
<u>16. 小浜市管工事協同組合</u>	<u>1. 災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力</u>																																
<u>17.（一社）福井県建築士会</u>	<u>1. 家屋被害認定調査への協力</u>																																

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案						
第4～5節（略） 第2章 災害予防計画 （略） 第1節 防災知識普及計画 （略） 第1（略） 第2 災害教訓の伝承 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。 <u>（追加）</u> 第3～4（略） 第2節 防災訓練計画 （略） 第1（略） 第2 実地訓練の種類 1. ～3.（略） 4. 通信連絡訓練 市および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施するものとする。 5. ～7.（略） 8. 避難訓練 災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u> 第3～6（略） 第3節 自主防災組織等整備計画 （略） 第1（略） 第2 地域の防災組織の活動内容 1. ～2.（略） 3. 市の措置	<table><tr><td><u>（若狭支部）</u></td><td><u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 災害時における避難所等の施設の安全性確認</u></td></tr><tr><td><u>18.（公社）福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</u></td><td><u>1. 家屋被害認定調査の補助</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 被災した土地、家屋の表示登記に係る相談</u></td></tr><tr><td><u>19.（公社）福井県獣医師会</u></td><td><u>1. 災害時における動物救護活動の実施</u></td></tr></table>	<u>（若狭支部）</u>	<u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 災害時における避難所等の施設の安全性確認</u>	<u>18.（公社）福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</u>	<u>1. 家屋被害認定調査の補助</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 被災した土地、家屋の表示登記に係る相談</u>	<u>19.（公社）福井県獣医師会</u>	<u>1. 災害時における動物救護活動の実施</u>
	<u>（若狭支部）</u>	<u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 災害時における避難所等の施設の安全性確認</u>					
	<u>18.（公社）福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</u>	<u>1. 家屋被害認定調査の補助</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 被災した土地、家屋の表示登記に係る相談</u>					
	<u>19.（公社）福井県獣医師会</u>	<u>1. 災害時における動物救護活動の実施</u>					
第4～5節（略） 第2章 災害予防計画 （略） 第1節 防災知識普及計画 （略） 第1（略） 第2 災害教訓の伝承 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。 <u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u> 第3～4（略） 第2節 防災訓練計画 （略） 第1（略） 第2 実地訓練の種類 1. ～3.（略） 4. 通信連絡訓練 市および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施し、連携体制の構築を図るものとする。 5. ～7.（略） 8. 避難訓練 災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 第3～6（略） 第3節 自主防災組織等整備計画 （略） 第1（略） 第2 地域の防災組織の活動内容 1. ～2.（略） 3. 市の措置	第4～5節（略） 第2章 災害予防計画 （略） 第1節 防災知識普及計画 （略） 第1（略） 第2 災害教訓の伝承 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。 <u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u> 第3～4（略） 第2節 防災訓練計画 （略） 第1（略） 第2 実地訓練の種類 1. ～3.（略） 4. 通信連絡訓練 市および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施し、連携体制の構築を図るものとする。 5. ～7.（略） 8. 避難訓練 災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 第3～6（略） 第3節 自主防災組織等整備計画 （略） 第1（略） 第2 地域の防災組織の活動内容 1. ～2.（略） 3. 市の措置						

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
(1) ～ (2) (略) (3) 自主防災組織への助成 自主防災組織に災害発生時の初動活動等を迅速・効果的に行うため、必要な人命救助器具や防災資機材等の助成を行う。 また、自主防災組織が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出しを行う。 (4) (略) 第3～5 (略) 第4節 避難対策計画 市は、災害から人命の安全を守るため、避難路の点検、避難所の整備を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。 なお、市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所および避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。 <u>(追加)</u> 第1 (略) 第2 指定避難所 1. 避難所の指定 円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ</u>、政令で定める基準に適合する学校や<u>公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し</u>、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民に対して周知徹底を図るものとする。 (中略) 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。また、市は一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。<u>(追加)</u> (略) 2. ～ 3. (略) 4. 避難所の設備 市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備を図る</u>。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について</u>、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 <u>(追加)</u>	(1) ～ (2) (略) (3) 自主防災組織<u>等</u>への助成 自主防災組織に災害発生時の初動活動等を迅速・効果的に行うため、必要な人命救助器具や防災資機材等の助成を行う。 また、自主防災組織<u>等</u>が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出し、<u>訓練の助成を行うとともに、区単位のみならず地区単位での訓練実施も推進する。</u> (4) (略) 第3～5 (略) 第4節 避難対策計画 市は、災害から人命の安全を守るため、避難路の点検、避難所の整備を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。 なお、市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所および避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。 <u>市および県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> 第1 (略) 第2 指定避難所 1. 避難所の指定 円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や<u>コミュニティセンター</u>等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民に対して周知徹底を図るものとする。 (中略) 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。 また、市は、<u>一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。</u> (略) 2. ～ 3. (略) 4. 避難所の設備 市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、<u>トイレカー、トイレトレーラー</u>、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、<u>ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 <u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。</u> <u>さらに、断水時には、入浴や洗濯など避難所の生活に必要な水の確保に努めるとともに、避難</u>

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																
<u>また、</u>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 避難所は次の表の各段階ごとに掲げる施設、設備を備えるよう努める。 <table><tr><th>段 階</th><th>施 設 ・ 設 備</th></tr><tr><td>自治会</td><td>・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄</td></tr><tr><td>地 区</td><td>・各<u>公民館</u>、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 (追加)</td></tr><tr><td>市</td><td>・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄・ ・要配慮者に対する支援のため、ホテルや旅館等の活用を検討</td></tr></table> <u>(新設)</u>	段 階	施 設 ・ 設 備	自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄	地 区	・各 <u>公民館</u> 、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 (追加)	市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄・ ・要配慮者に対する支援のため、ホテルや旅館等の活用を検討	<u>所開設当初における断水を想定し、簡易トイレや携帯トイレを避難所開設当初から使用できるよう、地区単位で分散備蓄をする等の体制整備に努めるものとする。</u> <u>市は、避難生活の環境を良好に保つために、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。</u> 備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 避難所は次の表の各段階ごとに掲げる施設、設備を備えるよう努める。 <table><tr><th>段 階</th><th>施 設 ・ 設 備</th></tr><tr><td>自治会</td><td>・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄</td></tr><tr><td>地 区</td><td>・各<u>コミュニティセンター</u>、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄 ・<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー</u>、マット、簡易ベッド、<u>段ボールベッド、パーティション</u>、非常用電源、テレビ、ラジオ、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 <u>・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備</u></td></tr><tr><td>市</td><td>・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・要配慮者に対する支援のため、ホテルや旅館等の活用を検討</td></tr></table>	段 階	施 設 ・ 設 備	自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄	地 区	・各 <u>コミュニティセンター</u> 、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄 ・ <u>給水タンク</u> 、仮設トイレ、マンホールトイレ、 <u>携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー</u> 、マット、簡易ベッド、 <u>段ボールベッド、パーティション</u> 、非常用電源、テレビ、ラジオ、 <u>ガス設備</u> 、衛星携帯電話・ <u>衛星通信を活用したインターネット機器</u> 等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 <u>・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備</u>	市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・要配慮者に対する支援のため、ホテルや旅館等の活用を検討
段 階	施 設 ・ 設 備																
自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄																
地 区	・各 <u>公民館</u> 、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 (追加)																
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄・ ・要配慮者に対する支援のため、ホテルや旅館等の活用を検討																
段 階	施 設 ・ 設 備																
自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄																
地 区	・各 <u>コミュニティセンター</u> 、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄 ・ <u>給水タンク</u> 、仮設トイレ、マンホールトイレ、 <u>携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー</u> 、マット、簡易ベッド、 <u>段ボールベッド、パーティション</u> 、非常用電源、テレビ、ラジオ、 <u>ガス設備</u> 、衛星携帯電話・ <u>衛星通信を活用したインターネット機器</u> 等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 <u>・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備</u>																
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・要配慮者に対する支援のため、ホテルや旅館等の活用を検討																
第3 避難路等避難誘導体制の整備 1. 住民等の避難誘導体制の整備 迅速かつ安全な避難を確保するため、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難路等をあらかじめ設定する。また、その際、地域の災害危険性や水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等の複合的な災害の発生を考慮するように努めるものとする。 また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。 適切な避難誘導を図るため、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者等の要配慮者は最優先での避難誘導・移送するとともに、外国人や旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。 <u>また、避難誘導標識や案内板を計画的に整備し、防災マップ等を作成するなどを通じて住民に対して周知徹底を図る。</u>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう	<u>5. 新たな技術を用いた設備の活用</u> <u>市および県は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう、体制の構築に努めるものとする。</u> <u>指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。</u> 第3 避難路等避難誘導体制の整備 1. 住民等の避難誘導体制の整備 迅速かつ安全な避難を確保するため、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難路等をあらかじめ設定する。また、その際、地域の災害危険性や水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等の複合的な災害の発生を考慮するように努めるものとする。 また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。 適切な避難誘導を図るため、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者等の要配慮者は最優先での避難誘導・移送するとともに、外国人や旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。 <u>さらに、</u>避難誘導標識や案内板を計画的に整備<u>する。</u>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。																

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																								
努めるものとする。 （追加） 2. ～ 3.（略） 第4（略） 第5 避難所運営体制の整備 1.（略） 2. 避難所の自治体制 避難所運営の円滑を図るため、事前に避難者の自治組織に係る事項や避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する他、各種訓練等を通じて、避難者が主体的に避難所を運営できるように努める。 3.（略） 第6（略） 第7 広域避難のための体制の整備 （略） 市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>第8 感染症の自宅療養者の避難確保</u> <u>県健康福祉センターは、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県および市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u> 第5節 緊急事態管理体制整備計画 （略） 第1 階層的防災生活圈構想の推進 （略） [階層ごとの施設・設備] <table><tr><th>階層</th><th>施 設 ・ 設 備</th></tr><tr><td>自治会</td><td>・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄</td></tr><tr><td>地 区</td><td>・各公民館、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を活用し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄</td></tr><tr><td>市</td><td>・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄</td></tr><tr><td>広域圏</td><td>・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄</td></tr><tr><td>県</td><td>・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備</td></tr></table> 第2（略）	階層	施 設 ・ 設 備	自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄	地 区	・各公民館、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を活用し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄	市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄	広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄	県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備	<u>区においては、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムラインを作成し、防災訓練の実施等により住民に対して周知徹底を図る。</u> 2. ～ 3.（略） 第4（略） 第5 避難所運営体制の整備 1.（略） 2. 避難所の自治体制 避難所運営の円滑を図るため、<u>運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに</u>事前に避難者の自治組織に係る事項や避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する他、各種訓練等を通じて、避難者が主体的に避難所を運営できるように努める。 3.（略） 第6（略） 第7 広域避難のための体制の整備 （略） 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 <u>第8 避難所における良好な生活環境の確保</u> <u>市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u> 第5節 緊急事態管理体制整備計画 （略） 第1 階層的防災生活圈構想の推進 （略） [階層ごとの施設・設備] <table><tr><th>階層</th><th>施 設 ・ 設 備</th></tr><tr><td>自治会</td><td>・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄</td></tr><tr><td>地 区</td><td>・各コミュニティセンター、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を活用し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄</td></tr><tr><td>市</td><td>・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄</td></tr><tr><td>広域圏</td><td>・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄</td></tr><tr><td>県</td><td>・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備</td></tr></table> 第2（略）	階層	施 設 ・ 設 備	自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄	地 区	・各 コミュニティセンター 、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を活用し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄	市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄	広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄	県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備
階層	施 設 ・ 設 備																								
自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄																								
地 区	・各公民館、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を活用し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄																								
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄																								
広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄																								
県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備																								
階層	施 設 ・ 設 備																								
自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄																								
地 区	・各 コミュニティセンター 、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を活用し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄																								
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄																								
広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄																								
県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備																								

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
第3 地区防災活動体制の整備 1. 避難所等の整備 （1）各公民館、小学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。 （2）～（4）（略） 第4 市防災活動体制の整備 1. ～3.（略） 4. 消防用資機材の整備 応急活動の中核となる消防における防災資機材等を整備する。<u>（追加）</u> 5. ～9.（略） 第6節 広域的相互応援体制整備計画 （略） 第1～3（略） 第4 広域応援・受援体制の整備 市および県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。 その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。（追加）</u> 県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。 県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 市および県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため</u>、応援職員の派遣にあたっては、<u>応援職員の健康管理やマスク着用等</u>を徹底するものとする。また、市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 第7節 医療救護予防計画 （略） 第1 医療救護活動体制の確立 1. ～2.（略） 3. 広域的医療体制の整備 災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。 国、県、市および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。 4. ～5.（略） <u>6. 救護所間の情報通信体制の整備</u>	第3 地区防災活動体制の整備 1. 避難所等の整備 （1）各<u>コミュニティセンター</u>、小学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。 （2）～（4）（略） 第4 市防災活動体制の整備 1. ～3.（略） 4. 消防用資機材の整備 応急活動の中核となる消防における防災資機材等を整備する。<u>その際、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する資機材の整備促進に努めるものとする。</u> 5. ～9.（略） 第6節 広域的相互応援体制整備計画 （略） 第1～3（略） 第4 広域応援・受援体制の整備 市および県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、<u>応援職員の指定、応援時の携行品の整備、</u>災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。 その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保に配慮する。</u> 県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。 県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 市および県は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。また、市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 第7節 医療救護予防計画 （略） 第1 医療救護活動体制の確立 1. ～2.（略） 3. 広域的医療体制の整備 災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。 国、県、市および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム <u>（EMIS）</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。 4. ～5.（略） <u>（削除）</u>

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
病院や健康福祉センター等に設置されているパソコンのネットワーク端末化を推進するとともに、<u>未設置箇所へのパソコンの設置を推進する。</u> <u>また、端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。</u> 第2～4（略） 第8節 要配慮者災害予防計画（略） 第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり 1.（略） 2. 避難路の整備および確保 社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難に際しての障害物の撤去等に努め、歩行器や車椅子が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。 （略） 第2 避難行動要支援者への対策 （1）避難行動要支援者名簿の作成 市は、要配慮者のうち、災害発生時、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な<u>もの</u>であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、<u>市地域防災計画に基づき、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、区長や自主防災組織、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u> （2）避難行動要支援者の範囲 ア 身体障害者手帳1・2級の者 イ 療育手帳A判定の者 ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の人 エ 障害者総合支援法の対象となる難病患者 オ <u>介護保険法の要介護状態区分が要介護2から5までの認定を受けている者</u> カ 自力避難することが困難な65歳以上の高齢者 キ 災害時の支援を希望する者で、市長が必要と認める者 （3）名簿作成に必要な個人情報および入手方法 名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、福祉担当課で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。 （4）名簿情報の提供と支援体制 <u>市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得るこ</u>	第2～4（略） 第8節 要配慮者災害予防計画（略） 第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり 1.（略） 2. 避難路の整備および確保 要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難に際しての障害物の撤去等に努め、歩行器や車椅子が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。 （略） 第2 避難行動要支援者への対策 （1）避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、区長や自主防災組織、民生委員、地域住民、福祉専門職、社会福祉協議会、NPO等の避難支援等に携わる関係者の協力により、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するものとする。なお、避難行動要支援者名簿および個別避難計画（以下「避難行動要支援者名簿等」という。）については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても支障が生じないよう、適切な管理に努めるものほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿等の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 （2）避難行動要支援者の範囲 ア 身体障害者手帳1・2級の者 イ 療育手帳A判定の者 ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の人 エ 障害者総合支援法の対象となる難病患者 オ 要介護状態区分が要介護3から5までの者 カ 自力避難することが困難な65歳以上の高齢者 キ 災害時の支援を希望する者で、市長が必要と認める者 （3）名簿作成に必要な個人情報および入手方法 名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、福祉担当部局で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。 （4）名簿情報の提供と支援体制 消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例に定めがある場合には、

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
とにより、または市の条例に定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 名簿情報の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止のための措置を講じる。 避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から<u>避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など</u>、必要な配慮をするものとする。 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう支援に努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう支援に努めるものとする。 第3 社会福祉施設等における防災体制の強化 1. <u>社会福祉施設等</u>の安全化 市および県は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など<u>社会福祉施設等</u>の防災化のための施設・設備の充実強化の指導を行う。 また、<u>社会福祉施設等</u>の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、<u>社会福祉施設等</u>の耐震化を図るなど、防災化のための施設設備の整備を行うものとする。 2. <u>社会福祉施設等</u>の災害応急体制 <u>社会福祉施設等</u>の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。 3. (略) 4. 緊急連絡体制の整備 <u>社会福祉施設等</u>の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。 5. (略) 第4 情報連絡・伝達に関する設備および体制の整備 <u>1. 避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達に関する設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。</u> <u>(追加)</u> <u>2. 障がい者への情報提供</u> (1) 障がい者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、データ放送等により、視覚障がい者に対しては同行援護、点字等により情報提供を行えるよう、機器の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。 また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体<u>(電光掲示板等)</u>の活用等についても検討し、具体化を図る。 (2) (略) <u>3. 外国人への情報提供</u>	あらかじめ避難行動要支援者名簿<u>等</u>を提供するとともに、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。<u>なお、避難行動要支援者名簿等の</u>提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止のための措置を講じる。 避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、<u>避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など</u>、必要な配慮をするものとする。 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう支援に努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう支援に努めるものとする。 第3 <u>要配慮者利用施設</u>における防災体制の強化 1. <u>要配慮者利用施設</u>の安全化 市および県は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など<u>要配慮者利用施設</u>の防災化のための施設・設備の充実強化の指導を行う。 また、<u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、<u>要配慮者利用施設</u>の耐震化を図るなど、防災化のための施設設備の整備を行うものとする。 2. <u>要配慮者利用施設</u>の災害応急体制 <u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。 3. (略) 4. 緊急連絡体制の整備 <u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。 5. (略) 第4 情報連絡・伝達に関する設備および体制の整備 避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達に関する設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。 <u>市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>1. 障がい者への情報提供</u> (1) 障がい者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、データ放送等により、視覚障がい者に対しては同行援護、点字等により情報提供を行えるよう、機器の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。 また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、<u>迅速・確実な情報取得のための設備・機器(電光掲示板等)の設置</u>についても検討し、具体化を図る。 (2) (略) <u>2. 外国人への情報提供</u>

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
(略) 第5～7 (略) 第8 避難所等の対策 1. (略) 2. <u>社会福祉施設等</u>への受入れ体制の整備 避難した先（小学校等）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な<u>社会福祉施設等</u>への緊急一時入所等の適切な措置を講じる。 3. 福祉避難所の指定および周知 (略) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>(追加)</u> (略) 第9 (略) 第10 要配慮者に対する災害対策の配慮 1. 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握 2. 生活支援のための人材確保 3. 障がいの状況等に応じた情報提供 4. <u>粉</u>ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保・提供 5. ～7. (略) 第9節 ボランティア育成・確保計画 (略) 第1 災害ボランティア活動の推進 1. ボランティア意識の醸成 国、県および市は、<u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u> (略) 2. (略) 第2 (略) 第3 ボランティア活動体制の整備 1. 平常時における各種団体と連携体制の整備 市は、日頃から市内各種団体との連携を図ることのできる体制づくりを行い、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう備える。 2. 災害発生時における受入・派遣体制および活動拠点の整備 市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、災害発生時に、ボランティアの受入・派遣および活動のための拠点のあっせんまたは提供を円滑にできる体制づくりをあらかじめ行う。また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。 <u>(追加)</u>	(略) 第5～7 (略) 第8 避難所等の対策 1. (略) 2. 要配慮者利用施設への受入れ体制の整備 避難した先（小学校等）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な要配慮者利用施設への緊急一時入所等の適切な措置を講じる。 3. 福祉避難所の指定および周知 (略) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (略) 第9 (略) 第10 要配慮者に対する災害対策の配慮 1. 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握 2. 生活支援のための人材確保 3. 障がいの状況等に応じた情報提供 4. ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保・提供 5. ～7. (略) 第9節 ボランティア育成・確保計画 (略) 第1 災害ボランティア活動の推進 1. ボランティア意識の醸成 国、県および市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (略) 2. (略) 第2 (略) 第3 ボランティア活動体制の整備 1. 平常時における各種団体と連携体制の整備 市は、日頃から市内各種団体との連携を図ることのできる体制づくりを行い、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう備える。 2. 災害発生時における受入・派遣体制および活動拠点の整備 市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、災害発生時に、ボランティアの受入・派遣および活動のための拠点のあっせんまたは提供を円滑にできる体制づくりをあらかじめ行う。また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。 <u>市は、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑な活動を行えるよう、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努め、官民連携体制の強化を図る。災害ボランティアセンターの設置予定場所につ</u>

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案												
3. (略) 第10節 飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画 (略) 第1 (略) 第2 市の備蓄 市は、各避難所または地区単位に、最低限必要な物資の分散備蓄に努める。また、市の備蓄目標は、想定される避難者数に対し、食料1日分、物資3日分を確保するよう努める。 また、要配慮者向けに必要な食料等の備蓄についても配慮する。 <table><tr><th>種 別</th><th>品 目</th></tr><tr><td>生命・生活を維持するために最低限必要なもの</td><td>毛布、水、食料、日用品、資機材など</td></tr><tr><td>要配慮者向けの食料</td><td>粉ミルク、<u>軟らかい</u>食品</td></tr></table> 第3～5 (略) 第11節 市街地防災化計画 (略) 第1～2 (略) 第3 建築物不燃化の推進 防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。 1. (略) <u>2. 公営住宅の不燃化推進</u> 既存の公営木造住宅は、地域性、老朽度を考慮して、随時耐火または準耐火構造に建替えるものとする。 第4 防災空間の整備 市は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。 <u>(追加)</u> 1. (略) 2. 都市緑地の整備 市は、緩衝、避難等の用<u>に</u>供する都市緑地および街路樹の整備を図る。 3. ～5. (略) 第5 風水害に強いまちづくり	種 別	品 目	生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など	要配慮者向けの食料	粉ミルク、 <u>軟らかい</u> 食品	<u>いては、市地域防災計画に明記する、必要に応じ施設管理者等と相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> 3. (略) 第10節 飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画 (略) 第1 (略) 第2 市の備蓄 市は、各避難所または地区単位に、最低限必要な物資の分散備蓄に努める。また、市の備蓄目標は、想定される避難者数に対し、食料1日分、物資3日分を確保するよう努める。 また、要配慮者向けに必要な食料等の備蓄についても配慮する。 <table><tr><th>種 別</th><th>品 目</th></tr><tr><td>生命・生活を維持するために最低限必要なもの</td><td>毛布、水、食料、日用品、資機材など</td></tr><tr><td>要配慮者向けの食料</td><td>ミルク、<u>柔らかい</u>食品</td></tr></table> 第3～5 (略) 第11節 市街地防災化計画 (略) 第1～2 (略) 第3 建築物不燃化の推進 防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。 1. (略) <u>(削除)</u> 第4 防災空間の整備 市は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。 <u>市、国および県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の4車線化を進める。</u> <u>避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、道路啓開計画を策定する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u> <u>さらに市、国および県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> 1. (略) 2. 都市緑地<u>等</u>の整備 市は、緩衝、避難等の用<u>に</u>供する都市緑地および街路樹の整備を図る。 3. ～5. (略) 第5 風水害に強いまちづくり	種 別	品 目	生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など	要配慮者向けの食料	ミルク、 <u>柔らかい</u> 食品
種 別	品 目												
生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など												
要配慮者向けの食料	粉ミルク、 <u>軟らかい</u> 食品												
種 別	品 目												
生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など												
要配慮者向けの食料	ミルク、 <u>柔らかい</u> 食品												

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、県および市は、<u>前述</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 (中略) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 <u>(追加)</u>	市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、県および市は、<u>これらの</u>評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 (中略) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 <u>市、国および県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u> <u>市は県と協力し、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等のは正指導を行う。市は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受ける。</u>
第１２節（略）	第１２節（略）
第１３節 交通施設災害予防計画 （略） 第１ 道路施設 １．（略） ２．道路啓開用機材の整備 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能が確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備および増強に努め、民間企業からの緊急協力が得られるよう体制の整備に努める。	第１３節 交通施設災害予防計画 （略） 第１ 道路施設 １．（略） ２． <u>道路啓開等</u> <u>道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとする。</u> <u>事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。</u>
第１４～１６節（略）	第１４～１６節（略）
第１７節 防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画 （略） 第１ 情報通信施設の整備 防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。 <u>(追加)</u>	第１７節 防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画 （略） 第１ 情報通信施設の整備 防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。 <u>また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</u>
(略)	(略)
第１８節 水害予防計画 （略） 第１ 治山対策の推進	第１８節 水害予防計画 （略） 第１ 治山対策の推進

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
1. (略) 2. <u>水源地域整備事業</u> 水資源の確保上重要な水源地域に存する荒廃した森林の復旧と周辺森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。 3. ～ 4. (略) 第2～3 (略) 第4 警戒避難体制の整備 1. 浸水想定における避難確保措置等 (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u> <u>(3)</u> 市は、浸水想定区域ごとに、洪水予報および水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。 <u>(4)</u> 市は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設または社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報および水位情報の伝達方法を定めるものとする。 <u>(5)</u> 市は、地域防災計画において定められた洪水予報および水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。 <u>(6)</u> 市は、<u>地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準ならびに避難指示等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。</u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。県は、これらの基準<u>及び</u>範囲の設定<u>及び</u>見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等<u>及び</u>水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国および県は、市に対し、これらの基準および範囲、対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。 <u>(7)</u> 市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、<u>防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布し、講習会を実施する等、周知徹底を図るものとする。</u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。 <u>(8)</u> 水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載すると	1. (略) 2. 流域保全総合治山等事業 流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。 3. ～ 4. (略) 第2～3 (略) 第4 警戒避難体制の整備 1. 浸水想定における避難確保措置等 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、市町、ライフライン事業者、鉄道事業者などは連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。</u> <u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u> <u>(4)</u> 市は、浸水想定区域ごとに、洪水予報および水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。 <u>(5)</u> 市は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設または社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報および水位情報の伝達方法を定めるものとする。 <u>(6)</u> 市は、地域防災計画において定められた洪水予報および水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。 <u>(7)</u> 市は、避難情報を円滑に発令するため、タイムライン等により、水位や降雨の度合等に応じた避難指示等の具体的な発令基準を定めるとともに、具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。県は、これらの基準および範囲の設定ならびに見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等および水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国および県は、市に対し、これらの基準および範囲、対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。 <u>(8)</u> 市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。 <u>(9)</u> 水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載すると

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
ともに、一般に周知するよう努めるものとする。 <u>(9)</u> 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 <u>(10)</u> 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 2. ～4. (略) <u>(新設)</u>	ともに、一般に周知するよう努めるものとする。 <u>(10)</u> 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 <u>(11)</u> 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 2. ～4. (略) 5. 水防と河川管理等の連携 <u>水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県および市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川減災対策協議会」、「北川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u>
第5～7 (略)	第5～7 (略)
第19節 土砂災害予防計画 (略) 第1～4 (略) 第5 警戒避難体制の整備 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。 (略)	第19節 土砂災害予防計画 (略) 第1～4 (略) 第5 警戒避難体制の整備 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。 (略)
第20～27節 (略)	第20～27節 (略)
第28節 交通輸送体系整備計画 (略) 第1～2 (略) 第3 効率的な緊急輸送のための措置 1. <u>運送業者との協定締結等</u> 市は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送業者等との協定締結に努めるとともに、市有車両の配備計画を作成する。 2. 緊急通行車両の<u>事前申請</u> 市有車両のうち、緊急通行車両として使用を計画する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して<u>事前申請手続き</u>を行い、緊急通行車両等<u>事前届出済証</u>の交付を受ける。 第4～6 (略)	第28節 交通輸送体系整備計画 (略) 第1～2 (略) 第3 効率的な緊急輸送のための措置 1. 運送事業者との連携による物資調達・輸送の確保 市は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定締結に努めるとともに、物資調達・輸送の確保のための物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、市有車両の配備計画を作成する。 2. 緊急通行車両の確認の申出 市有車両のうち、緊急通行車両として使用を計画する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して確認の申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受ける。 第4～6 (略)

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																										
第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 緊急活動体制計画 (略) 第1 配備体制 市は、災害の規模に応じて、次の配備区分による動員配備体制をとる。 なお、各配備体制における職員の動員は、年度当初にあらかじめ定めておくものとする。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>設 置 基 準</th><th>配 備 体 制</th></tr><tr><td rowspan="3">災 害 警 戒 体 制</td><td>第1警戒</td><td>1. 嶺南西部または小浜市に気象注意報が発表され、生活安全課長が必要と認めた場合</td><td>・生活安全課職員</td></tr><tr><td>第2警戒</td><td>1. 嶺南西部または小浜市に気象警報が発表された場合 2. 小規模な災害が発生した場合 3. その他総務部長が必要と認めた場合</td><td>・生活安全課、産業部、新幹線・交通まちづくり課、<u>広報・デジタル推進課</u>、関係課の指定職員</td></tr><tr><td>第3警戒警戒本部体制</td><td>1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合</td><td>・災害警戒本部員 ・全課職員(指定職員)</td></tr><tr><td rowspan="2">災害対策本部体制</td><td>第1配備</td><td>1. 大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 2. 土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 3. 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 4. その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合</td><td>・災害対策本部員 ・全課職員(指定職員)</td></tr><tr><td>第2配備</td><td>1. 市長が第2配備体制の必要があると認めた場合</td><td>・全職員</td></tr></table> 第2 警戒体制 1. (略) 2. 第2警戒体制 総務部長は、次の基準に該当する状況が生じた場合は、第2警戒体制をとり、関係職員は次の内容の業務を行う。なお、気象情報が解除等された場合、または第3警戒配備以上の体制への移行が決定された場合は、第2警戒体制を解除する。 (1) 配備基準 ① 嶺南西部または小浜市に気象情報が発表された場合 ② 小規模な災害が発生した場合 ③ その他総務部長が必要と認めた場合 (2) 配備体制 ① 生活安全課指定職員(本部班) ② 産業部指定職員(調査工作班)	区 分		設 置 基 準	配 備 体 制	災 害 警 戒 体 制	第1警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象注意報が発表され、生活安全課長が必要と認めた場合	・生活安全課職員	第2警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象警報が発表された場合 2. 小規模な災害が発生した場合 3. その他総務部長が必要と認めた場合	・生活安全課、産業部、新幹線・交通まちづくり課、 <u>広報・デジタル推進課</u> 、関係課の指定職員	第3警戒警戒本部体制	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合	・災害警戒本部員 ・全課職員(指定職員)	災害対策本部体制	第1配備	1. 大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 2. 土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 3. 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 4. その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・災害対策本部員 ・全課職員(指定職員)	第2配備	1. 市長が第2配備体制の必要があると認めた場合	・全職員	第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 緊急活動体制計画 (略) 第1 配備体制 市は、災害の規模に応じて、次の配備区分による動員配備体制をとる。 なお、各配備体制における職員の動員は、年度当初にあらかじめ定めておくものとする。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>設 置 基 準</th><th>配 備 体 制</th></tr><tr><td rowspan="3">災 害 警 戒 体 制</td><td>第1警戒</td><td>1. 嶺南西部または小浜市に気象注意報が発表され、生活安全課長が必要と認めた場合</td><td>・生活安全課職員</td></tr><tr><td>第2警戒</td><td>1. 嶺南西部または小浜市に気象警報が発表された場合 2. 小規模な災害が発生した場合 3. その他総務部長が必要と認めた場合</td><td>・生活安全課、産業部、新幹線・交通まちづくり課、<u>コミュニティ支援課</u>、<u>DX推進室</u>、関係課の指定職員</td></tr><tr><td>第3警戒警戒本部体制</td><td>1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合</td><td>・災害警戒本部員 ・全課職員(指定職員)</td></tr><tr><td rowspan="2">災害対策本部体制</td><td>第1配備</td><td>1. 大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 2. 土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 3. 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 4. その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合</td><td>・災害対策本部員 ・全課職員(指定職員)</td></tr><tr><td>第2配備</td><td>1. 市長が第2配備体制の必要があると認めた場合</td><td>・全職員</td></tr></table> 第2 警戒体制 1. (略) 2. 第2警戒体制 総務部長は、次の基準に該当する状況が生じた場合は、第2警戒体制をとり、関係職員は次の内容の業務を行う。なお、気象情報が解除等された場合、または第3警戒配備以上の体制への移行が決定された場合は、第2警戒体制を解除する。 (1) 配備基準 ① 嶺南西部または小浜市に気象情報が発表された場合 ② 小規模な災害が発生した場合 ③ その他総務部長が必要と認めた場合 (2) 配備体制 ① 生活安全課指定職員(本部班) ② 産業部指定職員(調査工作班)	区 分		設 置 基 準	配 備 体 制	災 害 警 戒 体 制	第1警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象注意報が発表され、生活安全課長が必要と認めた場合	・生活安全課職員	第2警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象警報が発表された場合 2. 小規模な災害が発生した場合 3. その他総務部長が必要と認めた場合	・生活安全課、産業部、新幹線・交通まちづくり課、 <u>コミュニティ支援課</u> 、 <u>DX推進室</u> 、関係課の指定職員	第3警戒警戒本部体制	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合	・災害警戒本部員 ・全課職員(指定職員)	災害対策本部体制	第1配備	1. 大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 2. 土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 3. 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 4. その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・災害対策本部員 ・全課職員(指定職員)	第2配備	1. 市長が第2配備体制の必要があると認めた場合	・全職員
区 分		設 置 基 準	配 備 体 制																																								
災 害 警 戒 体 制	第1警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象注意報が発表され、生活安全課長が必要と認めた場合	・生活安全課職員																																								
	第2警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象警報が発表された場合 2. 小規模な災害が発生した場合 3. その他総務部長が必要と認めた場合	・生活安全課、産業部、新幹線・交通まちづくり課、 <u>広報・デジタル推進課</u> 、関係課の指定職員																																								
	第3警戒警戒本部体制	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合	・災害警戒本部員 ・全課職員(指定職員)																																								
災害対策本部体制	第1配備	1. 大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 2. 土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 3. 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 4. その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・災害対策本部員 ・全課職員(指定職員)																																								
	第2配備	1. 市長が第2配備体制の必要があると認めた場合	・全職員																																								
区 分		設 置 基 準	配 備 体 制																																								
災 害 警 戒 体 制	第1警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象注意報が発表され、生活安全課長が必要と認めた場合	・生活安全課職員																																								
	第2警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象警報が発表された場合 2. 小規模な災害が発生した場合 3. その他総務部長が必要と認めた場合	・生活安全課、産業部、新幹線・交通まちづくり課、 <u>コミュニティ支援課</u> 、 <u>DX推進室</u> 、関係課の指定職員																																								
	第3警戒警戒本部体制	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合	・災害警戒本部員 ・全課職員(指定職員)																																								
災害対策本部体制	第1配備	1. 大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 2. 土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 3. 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 4. その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・災害対策本部員 ・全課職員(指定職員)																																								
	第2配備	1. 市長が第2配備体制の必要があると認めた場合	・全職員																																								

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
③ 新幹線・交通まちづくり課指定職員（公共交通班） ④ <u>広報・デジタル推進課</u>指定職員（広報情報班） （３）（略） ３．第３警戒（災害警戒本部） （１）～（２）（略） （３）組織編成、運営および事務分掌 ①～③（略） ④ 副本部長（総務部長、産業部長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。 ⑤（略） 第３ 災害対策本部 １．～２．（略） ３．災害対策本部設置の通知 市は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに福井県および各防災関係機関にその旨を通知または報告する。 ・ 福井県危機対策・防災課 ・ 福井県嶺南振興局 ・ 福井県小浜土木事務所 ・ 小浜警察署 ・ 小浜海上保安署 ・ 近隣市町 ・ 報道機関 ・ 住民 ・ 市災害ボランティアセンター連絡会 ・ 防災関係機関 また、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示し、公表する。 ４．（略） ５．権限委譲 市長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。 ６．（略） 第４～５（略） 第２節（略） 第３節 自衛隊災害派遣要請計画 （略） 第１（略） 第２ 派遣の業務内容 自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。 １．被害状況の把握 ２．避難の援助 ３．遭難者等の搜索救助 ４．水防、除雪活動の支援 ５．道路の啓開 ６．診察、防疫、病虫害防除等の支援 ７．炊飯および給水 ８．通信支援 ９．人員および物資の緊急輸送 １０．消防活動の支援 １１．危険物の除去	③ 新幹線・交通まちづくり課指定職員（公共交通班） ④ <u>コミュニティ支援課、ＤＸ推進室</u>指定職員（広報情報班） （３）（略） ３．第３警戒（災害警戒本部） （１）～（２）（略） （３）組織編成、運営および事務分掌 ①～③（略） ④ 副本部長（総務部長、産業部長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは<u>総務部長、産業部長、その他の部長（年齢順）の順で</u>その職務を代理する。 ⑤（略） 第３ 災害対策本部 １．～２．（略） ３．災害対策本部設置の通知 市は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに福井県および各防災関係機関にその旨を通知または報告する。 ・ 福井県危機<u>管理</u>課 ・ 福井県嶺南振興局 ・ 福井県小浜土木事務所 ・ 小浜警察署 ・ 小浜海上保安署 ・ 近隣市町 ・ 報道機関 ・ 住民 ・ 市災害ボランティアセンター連絡会 ・ 防災関係機関 また、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示し、公表する。 ４．（略） ５．権限委譲 市長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長、<u>産業部長、その他の部長（年齢順）</u>の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。 ６．（略） 第４～５（略） 第２節（略） 第３節 自衛隊災害派遣要請計画 （略） 第１（略） 第２ 派遣の業務内容 自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。 １．被害状況の把握 ２．避難の援助 ３．遭難者等の搜索救助 ４．水防、除雪活動の支援 ５．道路<u>または水路</u>の啓開 ６．診察、防疫、病虫害防除等の支援 ７．<u>給食</u>および給水 ８．通信支援 ９．人員および物資の緊急輸送 １０．消防活動の支援（<u>空中消火を含む。</u>） １１．危険物の<u>保安および</u>除去

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<u>(新設)</u> 12. 救援物資の無償貸し付け、および譲与 13. その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの 第3 (略) 第4 派遣要請の手続き (略) 1. ～2. (略) 3. 留意事項 知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。 (1) ～ (2) (略) (3) 災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機対策・防災課へ連絡すること。 第5～10 (略) 第4節 (略) 第5節 通信計画 (略) 第1 (略) 第2 防災関係機関の通信方法 (略) 1. ～3. (略) 4. 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等 (1) ～ (2) (略) (3) 電波法に基づく非常無線通信の利用 防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信の確保を図るものとする。 この場合において、無線局およびその他の機関は、非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。 ① 非常通報の内容 非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。 ア～シ (略) <u>(新設)</u> ② 非常通報の発信 非常通報は、<u>無線局の免許人</u>が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。 ③ (略) 5. (略) 6. その他の連絡方法 <u>(1) 広報車等車両による伝達</u>	12. 入浴支援 13. 救援物資の無償貸し付け、および譲与 14. その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの 第3 (略) 第4 派遣要請の手続き (略) 1. ～2. (略) 3. 留意事項 知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。 (1) ～ (2) (略) (3) 災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機管理課へ連絡すること。 第5～10 (略) 第4節 (略) 第5節 通信計画 (略) 第1 (略) 第2 防災関係機関の通信方法 (略) 1. ～3. (略) 4. 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等 (1) ～ (2) (略) (3) 電波法に基づく非常無線通信の利用 防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信連絡手段の確保を図るものとする。 この場合において、無線局およびその他の機関は、非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。 ① 非常通報の内容 非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。 ア～シ (略) ス 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急処理事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの ② 非常通報の発信 非常通報は、<u>法令上許される範囲内において、防災関係機関</u>が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。 ③ (略) 5. (略) 6. その他の通信連絡手段 <u>(削除)</u>

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行

(2) 消防署等のサイレン、警鐘による伝達
(3) 使走等による伝令の派遣
(4) 孤立地区の空中偵察に対する合図
赤旗（病人あり）
青旗（食料不足）「注意報の種類および発表基準」
(新設)

第6節 防災気象情報収集伝達計画
(略)
第1 警報等の種類および発表基準
1. (略)
2. 特別警報・警報・注意報の概要
(略)
大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。
(略)
[特別警報・警報・注意報の種類と発表基準注意報の種類および発表基準]
【一般の利用に適合するもの】

種 類		発 表 基 準
注意報	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
	大雨 注意報	大雨によ <u>り</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u> 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数が8以上と予想される場合。 ②土壌雨量指数が90以上と予想される場合。
	雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発達することの <u>おおい突風</u> や「ひょう」による災害について <u>の</u> 注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。

改定案

~~(削除)~~
~~(削除)~~
~~(削除)~~

~~(1) 市および県は通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。~~
~~(2) 市および県は通信連絡手段が途絶した場合、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、代替通信設備の設置を要請するものとする。~~
~~(3) あらゆる手段を講じて通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。~~

第6節 防災気象情報収集伝達計画
(略)
第1 警報等の種類および発表基準
1. (略)
2. 特別警報・警報・注意報の概要
(略)
大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。
(略)
[特別警報・警報・注意報の種類と発表基準注意報の種類および発表基準]
【一般の利用に適合するもの】

種 類		発 表 基 準
注意報	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
	大雨 注意報	大雨によ <u>り</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの <u>再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数が8以上と予想される場合。 ②土壌雨量指数が90以上と予想される場合。
	雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発達することの <u>多い竜巻等の</u> 突風や「ひょう」による災害 <u>への</u> 注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行					改定案				
		乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想されたときに発表される。 具体的には、気象官署において実効湿度が 65%以下、最小湿度が 30%以下と予想される場合。				乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生する おそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、気象官署において実効湿度が 65%以下、最小湿度が 30%以下と予想される場合。	
		濃霧 注意報	濃霧により災害が発生する おそれがある ときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ①濃霧によって視程が陸上で 100m以下、または海上で 500m以下になると予想される場合。				濃霧 注意報	濃霧により災害が発生する おそれがある ときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ①濃霧によって視程が陸上で 100m以下、または海上で 500m以下になると予想される場合。	
		霜 注意報	霜により災害が発生する おそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が 起こる おそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 ①最低気温が 3℃以下と予想される場合。				霜 注意報	霜により災害が発生する おそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が 発生す るおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 ①最低気温が 3℃以下と予想される場合。	
		低温 注意報	低温により災害が発生する おそれがある と予想されたときに発表される。具体的には、低温 のために 農作物などに著しい被害が 発生したり 、冬季の水道管凍結 や 破裂による著しい被害の 起こるおそれのあるときで 、具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 7～8 月の日平均気温が平年値より 3℃以上低い日が 3 日以上継続すると予想される場合。 ②12～3 月の日最低気温が平野部で－ 5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合。				低温 注意報	低温により災害が発生する おそれがある と予想されたときに発表される。具体的には、低温 による 農作物 等への 著しい被害 や 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の 発生するおそれがあるとき に発表される 。具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 7～8 月の日平均気温が平年値より 3℃以上低い日が 3 日以上継続すると予想される場合。 ②12～3 月の日最低気温が平野部で－ 5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合。	
		風雪 注意報	風雪により災害が発生する おそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。				風雪 注意報	風雪により災害が発生する おそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。	
		大雪 注意報	大雪により災害の 起こるおそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、24 時間の降雪の深さが平地で 15cm 以上、山地で 20cm 以上と予想される場合。				大雪 注意報	大雪により災害の 起こるおそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、24 時間の降雪の深さが平地で 15cm 以上、山地で 20cm 以上と予想される場合。	
		なだれ 注意報	なだれにより災害の 起こるおそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、降雪の深さが 50cm 以上、または積雪が 100cm 以上であって、最高気温が 10℃以上になると予想される場合。				なだれ 注意報	なだれにより災害の 起こるおそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、降雪の深さが 50cm 以上、または積雪が 100cm 以上であって、最高気温が 10℃以上になると予想される場合。	
		着 氷 (雪) 注意報	着氷・着雪により災害の 起こるおそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が 起こるおそれがあると予測される場合 。				着 氷 (雪) 注意報	着氷・着雪により災害の 起こるおそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が 起こるおそれがあると予測される場合 。	
		融雪 注意報	融雪により災害の 起こるおそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、 ①積雪地域の日平均気温が 12 度以上と予想される場合。 ②積雪地域の日平均気温が 10℃以下かつ日降水量が 20mm 以上と予想される場合。				融雪 注意報	融雪により災害の 起こるおそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、 ①積雪地域の日平均気温が 12 度以上と予想される場合。 ②積雪地域の日平均気温が 10℃以下かつ日降水量が 20mm 以上と予想される場合。	

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行				改定案																															
		波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①有義波高が3 m以上と予想される場合。			波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①有義波高が3 m以上と予想される場合。																												
		高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①潮位が東京湾平均海面(T.P)上0.7m以上と予想される場合。			高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①潮位が東京湾平均海面(T.P)上0.7m以上と予想される場合。																												
		洪水 注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次の条件に該当する場合。 ①表面雨量指数と流域雨量指数が共に基準以上と予想される場合。 流域雨量指数：江古川流域 4.9、多田川流域 5.2、野木川流域 6.8、松永川流域 9.1 複合基準：江古川流域（6、4.9）、多田川流域（6、5.2）、北川流域（8、21） ②北川（高塚地係）および南川（和久里地係）の指定河川洪水予報による基準。			洪水 注意報	上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次の条件に該当する場合。 ①表面雨量指数と流域雨量指数が共に基準以上と予想される場合。 流域雨量指数：江古川流域 4.8、多田川流域 5.2、遠敷川流域 11.9、野木川流域 6.6、松永川流域 9.2 複合基準：江古川流域（5、4.8）、多田川流域（5、5.2）、北川流域（6、20.4） ②北川（高塚地係）および南川（和久里地係）の指定河川洪水予報による基準。																												
<table><tr><th colspan="2">種類</th><th colspan="2">発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="3">警 報</td><td>暴風 警 報</td><td colspan="2">暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。</td></tr><tr><td>大雨 警 報</td><td colspan="2">大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数が14以上と予想される場合。 ②土壌雨量指数が137以上と予想される場合。</td></tr><tr><td>暴 風 雪 警 報</td><td colspan="2">暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。</td></tr></table>				種類		発 表 基 準		警 報	暴風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。		大雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数が14以上と予想される場合。 ②土壌雨量指数が137以上と予想される場合。		暴 風 雪 警 報	暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。		<table><tr><th colspan="2">種類</th><th colspan="2">発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="3">警 報</td><td>暴風 警 報</td><td colspan="2">暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。</td></tr><tr><td>大雨 警 報</td><td colspan="2">大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数が14以上と予想される場合。 ②土壌雨量指数が137以上と予想される場合。</td></tr><tr><td>暴風雪 警 報</td><td colspan="2">暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。</td></tr></table>				種類		発 表 基 準		警 報	暴風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。		大雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数が14以上と予想される場合。 ②土壌雨量指数が137以上と予想される場合。		暴風雪 警 報	暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。	
種類		発 表 基 準																																	
警 報	暴風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。																																	
	大雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数が14以上と予想される場合。 ②土壌雨量指数が137以上と予想される場合。																																	
	暴 風 雪 警 報	暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。																																	
種類		発 表 基 準																																	
警 報	暴風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。																																	
	大雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数が14以上と予想される場合。 ②土壌雨量指数が137以上と予想される場合。																																	
	暴風雪 警 報	暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。																																	

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行					改定案				
		大雪 警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、12 時間の降雪の深さが平地で 30cm 以上、山地で 35cm 以上と予想される場合。			大雪 警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、12 時間の降雪の深さが平地で 30cm 以上、山地で 35cm 以上と予想される場合。		
		波浪 警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①有義波高が 5.5m 以上と予想される場合。			波浪 警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①有義波高が 5.5m 以上と予想される場合。		
		高潮 警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①潮位が東京湾平均海面 (T. P) 上 1.0m 以上と予想される場合。			高潮 警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①潮位が東京湾平均海面 (T. P) 上 1.0m 以上と予想される場合。		
		洪水 警報	<u>大雨、長雨、融雪など</u> により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数と流域雨量指数が共に基準以上と予想される場合。 流域雨量指数：江古川流域 <u>6.2</u> 、多田川流域 6.5、野木川流域 <u>8.5</u> 、松永川流域 <u>11.4</u> ②北川（高塚地係）および南川（和久里地係）の指定河川洪水予報による基準。			洪水 警報	上流域での降雨や融雪等 により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等 は危険な場所から の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指数と流域雨量指数が共に基準以上と予想される場合。 流域雨量指数：江古川流域 6 、多田川流域 6.5、 遠敷川流域 14.9、 野木川流域 8.3 、松永川流域 11.5 ②北川（高塚地係）および南川（和久里地係）の指定河川洪水予報による基準。		
(略)					(略)				
第 2 大雨警報・洪水警報の危険度分布					第 2 大雨警報・洪水警報の危険度分布				
種類		概要			種類		概要		
大雨警報（土砂災害）の危険度分布		大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布 <u>及び</u> 土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>どこで</u> 危険度が高ま <u>るか</u> を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する <u>など</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。			土砂キキクル <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>		大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布 および 土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高ま っている場所 を面的に確認することができる。 ・「 災害切迫 」（黒）： 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「 危険 」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる る 災害リスク の 再確認 等 、 避難に備え 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。		

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行		改定案	
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるか</u> を面的に確認することができる。	<u>浸水キキクル</u> <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高ま <u>っている場所</u> を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。</u>
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川 <u>及び</u> その他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるか</u> を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認 <u>するなど</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	<u>洪水キキクル</u> <u>（洪水警報の危険度分布）</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川 <u>および</u> その他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高ま <u>っている場所</u> を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。</u> ・「 <u>危険</u> 」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる <u>る</u> 災害リスク <u>の再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している</u>

第 3 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

1. （略）

2. 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

3. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井气象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

4. 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1 時間雨量 80mm 以上）を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1 時間雨量 80

第 3 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

1. （略）

2. 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

3. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井气象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

4. 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨（1 時間雨量 80mm 以上）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<u>mm以上</u>)に、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地浸水、<u>中小河川の増水・氾濫</u>といった災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所<u>につ</u> <u>いて、危険度分布</u>で確認する必要がある。 5. 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北・嶺南）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。 6. 指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表<u>す</u>る警報および注意報である。警戒レベル2～5に相当。 7. ～8. (略)	気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害<u>および</u>低地<u>の</u>浸水<u>や</u>中小河川の増水・氾濫<u>による</u>災害発生につながるよう<u>な</u>猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所<u>をキキクル</u>で確認する必要がある。 5. 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北・嶺南）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。 この情報の有効期間は、発表から<u>概ね</u>1時間である。 6. 指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の<u>判断や住民の避難行動の参考となるように</u>、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表<u>され</u>る警報および注意報である。警戒レベル2～5に相当。 7. ～8. (略)

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
第4 特別警報・警報・注意報等の伝達 特別警報・警報・注意報等の伝達経路は図に示すとおりであり、特に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報は、住民等への周知を図る。 福井地方気象台 専用線 福井県（危機対策・防災課） 福井県（砂防防災課） NTT西日本 消防庁 携帯電話事業者（※） NHK福井放送局 放送 地域住民等 放送 報道 凡例 - 法令（気象業務法等）による通知系統 - 上記通知系統で特別警報の通知 - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼および周知系統 - 地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統 - 防災情報提供システム（専用線） - 防災情報提供システム（インターネット）または気象庁HP - 県防災行政無線 - 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関 ※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される 1. ～7.（略） 第5～8（略）	第4 特別警報・警報・注意報等の伝達 特別警報・警報・注意報等の伝達経路は図に示すとおりであり、特に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報は、住民等への周知を図る。 福井地方気象台 専用線 福井県（危機管理課） 福井県（砂防防災課） NTT西日本 消防庁 （削除） NHK福井放送局 放送 地域住民等 放送 報道 凡例 - 法令（気象業務法等）による通知系統 - 上記通知系統で特別警報の通知 - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼および周知系統 - 地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統 - 防災情報提供システム（専用線） - 防災情報提供システム（インターネット）または気象庁HP - 県防災行政無線 - 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関 （削除） 1. ～7.（略） 第5～8（略）

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
第7節 災害情報収集連絡計画 (略) 第1 (略) 第2 災害情報の収集 (略) 1. ～5. (略) <u>(新設)</u>	第7節 災害情報収集連絡計画 (略) 第1 (略) 第2 災害情報の収集 (略) 1. ～5. (略) <u>6. 孤立集落の被害状況把握</u> <u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、市および県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u> <u>なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。</u> 第3 災害状況の報告 (略) 1. ～2. (略) 3. 被害状況の報告 (略) 県は、人的被害の数について一元的に集約・調整を行う。県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 <u>(追加)</u>
市は、通信の途絶等により県に報告できない場合は、とりいそぎ、直接国（消防庁）へ報告し、のちに県に報告を行う。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。 4. (略)	市は、通信の途絶等により県に報告できない場合は、とりいそぎ、直接国（消防庁）へ報告し、のちに県に報告を行う。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。 4. (略)

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行			改定案		
5. 報告の方法等 (1) (略) (2) 報告の方法 (略)			5. 報告の方法等 (1) (略) (2) 報告の方法 (略)		
区分	県が対策本部を設置する前	県が対策本部を設置したとき	区分	県が対策本部を設置する前	県が対策本部を設置したとき
勤務時間内	県 危機対策・防災課 N T T回線 電話 0776-20-0308(直) 0776-20-0309(直) 0776-21-1111(代) FAX 0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話 86-111-610-2170～2177 2181, 2182 FAX 86-111-610-2189 86-111-152, 153(無専) 県防災行政無線（地上系） 電話 85-610-2170～2177 FAX 85-610-2189 85-152, 153(無専)	N T T回線 電話 0776-20-0782(直) 0776-20-0783(直) FAX 0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話 86-111-610-5812, 5813, 5815, 5816 FAX 86-111-152, 153(無専)	勤務時間内	県 危機管理課 N T T回線 電話 0776-20-0308(直) 0776-20-0309(直) 0776-21-1111(代) FAX 0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話 86-111-610-2170～2177 2181, 2182 FAX 86-111-610-2189 86-111-152, 153(無専) 県防災行政無線（地上系） 電話 85-610-2170～2177 FAX 85-610-2189 85-152, 153(無専)	N T T回線 電話 0776-20-0782(直) 0776-20-0783(直) FAX 0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話 86-111-610-5812, 5813, 5815, 5816 FAX 86-111-152, 153(無専)
勤務時間外	県 危機対策連絡員室 N T T回線 電話 0776-20-0742(直) 0776-21-1111(4447) FAX 0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話 86-111-610-4447 FAX 86-111-610-2189 86-111-152, 153(無専) 県防災行政無線（地上系） 電話 85-610-4447 FAX 85-610-2189 85-152, 153(無専)	県防災行政無線（地上系） 電話 85-610-5812, 5813, 5815, 5816 FAX 85-152, 153(無専)	勤務時間外	県 危機対策連絡員室 N T T回線 電話 0776-20-0742(直) 0776-21-1111(4447) FAX 0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話 86-111-610-4447 FAX 86-111-610-2189 86-111-152, 153(無専) 県防災行政無線（地上系） 電話 85-610-4447 FAX 85-610-2189 85-152, 153(無専)	県防災行政無線（地上系） 電話 85-610-5812, 5813, 5815, 5816 FAX 85-152, 153(無専)
・専用電話機からかける場合は、地上系 85、衛星系 86 の発信特番は不要			・専用電話機からかける場合は、地上系 85、衛星系 86 の発信特番は不要		

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																																								
報告系統	報告系統																																																								
<table><tr><th>情報連絡内容</th><th>情報収集・連絡系統図</th></tr><tr><td>I 被害・復旧の状況</td><td></td></tr><tr><td>①人的被害・家族状況 火災状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Fire[若狭消防組合] --> City; Police[県警察部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>②道路状況・交通状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; NRB[国交省福井河川国道事務所] --> PRB[県土木部]; PRB --> HQ; Police[県警察部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>③堤防・護岸施設の状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; AFPD[県農林水産部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>④ライフライン・輸送機関状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>⑤文教施設関係状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県教育部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>⑥病院施設関係状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>⑦廃棄物処理場関係状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県安全環境部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>⑧火葬場関係状況</td><td></td></tr><tr><td>⑨その他の施設状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; PRB[県土木部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>II 対策の実施状況</td><td></td></tr><tr><td>①住民避難の状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Police[県警察部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>②救援物資・避難所運営・ボランティアの受入れ状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HQ --> HQ;</pre></td></tr></table>	情報連絡内容	情報収集・連絡系統図	I 被害・復旧の状況		①人的被害・家族状況 火災状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Fire[若狭消防組合] --> City; Police[県警察部] --> HQ;</pre>	②道路状況・交通状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; NRB[国交省福井河川国道事務所] --> PRB[県土木部]; PRB --> HQ; Police[県警察部] --> HQ;</pre>	③堤防・護岸施設の状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; AFPD[県農林水産部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>	④ライフライン・輸送機関状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>	⑤文教施設関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県教育部] --> HQ;</pre>	⑥病院施設関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ;</pre>	⑦廃棄物処理場関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県安全環境部] --> HQ;</pre>	⑧火葬場関係状況		⑨その他の施設状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>	II 対策の実施状況		①住民避難の状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Police[県警察部] --> HQ;</pre>	②救援物資・避難所運営・ボランティアの受入れ状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HQ --> HQ;</pre>	<table><tr><th>情報連絡内容</th><th>情報収集・連絡系統図</th></tr><tr><td>I 被害・復旧の状況</td><td></td></tr><tr><td>①人的被害・家族状況 火災状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Fire[若狭消防組合] --> City; Police[県警察部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>②道路状況・交通状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; NRB[国交省福井河川国道事務所] --> PRB[県土木部]; PRB --> HQ; Police[県警察部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>③堤防・護岸施設の状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; AFPD[県農林水産部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>④ライフライン・輸送機関状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>⑤文教施設関係状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県教育部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>⑥病院施設関係状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>⑦廃棄物処理場関係状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県安全環境部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>⑧火葬場関係状況</td><td></td></tr><tr><td>⑨その他の施設状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; PRB[県土木部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>II 対策の実施状況</td><td></td></tr><tr><td>①住民避難の状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Police[県警察部] --> HQ;</pre></td></tr><tr><td>②救援物資・避難所運営・ボランティアの受入れ状況</td><td><pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HQ --> HQ;</pre></td></tr></table>	情報連絡内容	情報収集・連絡系統図	I 被害・復旧の状況		①人的被害・家族状況 火災状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Fire[若狭消防組合] --> City; Police[県警察部] --> HQ;</pre>	②道路状況・交通状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; NRB[国交省福井河川国道事務所] --> PRB[県土木部]; PRB --> HQ; Police[県警察部] --> HQ;</pre>	③堤防・護岸施設の状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; AFPD[県農林水産部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>	④ライフライン・輸送機関状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>	⑤文教施設関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県教育部] --> HQ;</pre>	⑥病院施設関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ;</pre>	⑦廃棄物処理場関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県安全環境部] --> HQ;</pre>	⑧火葬場関係状況		⑨その他の施設状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>	II 対策の実施状況		①住民避難の状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Police[県警察部] --> HQ;</pre>	②救援物資・避難所運営・ボランティアの受入れ状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HQ --> HQ;</pre>
情報連絡内容	情報収集・連絡系統図																																																								
I 被害・復旧の状況																																																									
①人的被害・家族状況 火災状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Fire[若狭消防組合] --> City; Police[県警察部] --> HQ;</pre>																																																								
②道路状況・交通状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; NRB[国交省福井河川国道事務所] --> PRB[県土木部]; PRB --> HQ; Police[県警察部] --> HQ;</pre>																																																								
③堤防・護岸施設の状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; AFPD[県農林水産部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>																																																								
④ライフライン・輸送機関状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>																																																								
⑤文教施設関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県教育部] --> HQ;</pre>																																																								
⑥病院施設関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ;</pre>																																																								
⑦廃棄物処理場関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県安全環境部] --> HQ;</pre>																																																								
⑧火葬場関係状況																																																									
⑨その他の施設状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>																																																								
II 対策の実施状況																																																									
①住民避難の状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Police[県警察部] --> HQ;</pre>																																																								
②救援物資・避難所運営・ボランティアの受入れ状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HQ --> HQ;</pre>																																																								
情報連絡内容	情報収集・連絡系統図																																																								
I 被害・復旧の状況																																																									
①人的被害・家族状況 火災状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Fire[若狭消防組合] --> City; Police[県警察部] --> HQ;</pre>																																																								
②道路状況・交通状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; NRB[国交省福井河川国道事務所] --> PRB[県土木部]; PRB --> HQ; Police[県警察部] --> HQ;</pre>																																																								
③堤防・護岸施設の状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; AFPD[県農林水産部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>																																																								
④ライフライン・輸送機関状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>																																																								
⑤文教施設関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県教育部] --> HQ;</pre>																																																								
⑥病院施設関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HW[県健康福祉部] --> HQ;</pre>																																																								
⑦廃棄物処理場関係状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; ED[県安全環境部] --> HQ;</pre>																																																								
⑧火葬場関係状況																																																									
⑨その他の施設状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; PRB[県土木部] --> HQ;</pre>																																																								
II 対策の実施状況																																																									
①住民避難の状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; Police[県警察部] --> HQ;</pre>																																																								
②救援物資・避難所運営・ボランティアの受入れ状況	<pre>graph LR; City[小浜市] --> HQ[県災害対策本部]; HQ --> HQ;</pre>																																																								
第8節（略）	第8節（略）																																																								

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行				改定案			
第9節 避難計画 (略) 第1 (略) 第2 避難の準備情報、指示 (略) 1. 実施責任者および基準				第9節 避難計画 (略) 第1 (略) 第2 避難の準備情報、指示 (略) 1. 実施責任者および基準			
事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準	事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
避難 のた めの 立退 きの 準備 その 他の 措置	市 長 [災害対策基本法第56条]	立退き準備の勧告 (避難行動要支援者に対 し避難の確保が図ら れるよう必要な情報を 提供)	避難行動要支援者が避難できる時間 を残して災害が発生する可能性が高 まったとき。 【水害】 ・河川水位が一定時間後に氾濫注意 水位(警戒水位)に達すると予測され るとき等。 【土砂災害】 ・近隣で前兆現象(湧き水、地下水の 濁りや量の変化)の発見等。 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、 かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報 で大雨警報の土壌雨量指数基準を超 過したとき等。	避難 のた めの 立退 きの 準備 その 他の 措置	市 長 [災害対策基本法第56条]	立退き準備の通知または警告 (避難行動要支援者に対 し避難の確保が図ら れるよう必要な情報を 提供)	避難行動要支援者が避難できる時間 を残して災害が発生する可能性が高 まったとき。 【水害】 ・河川水位が避難判断水位に到達し、 かつ、上流域の河川水位が上昇して いるとき等。 【土砂災害】 ・近隣で前兆現象(湧き水、地下水の 濁りや量の変化)の発見等。 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、 かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報 で大雨警報の土壌雨量指数基準を超 過したとき等。
避難 の 指示	市 長 [災害対策基本法第60条]	立退きの指示および立 退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそ れがある場合において、特に必要が あると認められるとき。 【水害】 ・河川水位が国管理河川においては 氾濫危険水位、県管理河川において は避難判断水位(特別警戒水位)に到 達したとき。 ・河川管理施設の異常(漏水等堤防の 決壊につながるおそれがある被災) を確認等。 ・指定河川に氾濫警戒情報が発表さ れたとき。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき 等。 ・近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩 壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にク ラック発生)が発見された場合。 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が	避難 の 指示	市 長 [災害対策基本法第60条]	立退きの指示および立 退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそ れがある場合において、特に必要が あると認められるとき。 【水害】 ・河川水位が氾濫危険水位(特別警戒 水位)に到達したとき等。 ・河川管理施設の異常(漏水等堤防の 決壊につながるおそれがある被災) を確認等。 ・指定河川に氾濫警戒情報が発表さ れたとき。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき 等。 ・近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩 壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にク ラック発生)が発見された場合。 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行					改定案				
				発表されたとき等。					発表されたとき等。
		知事または その命を受けた職員 [水防法第29条、 地すべり等防止法第25条]	立退きの指示	洪水・津波・高潮・地すべりにより著 しい危険が切迫していると認められ るとき。			知事または その命を受けた職員 [水防法第29条、 地すべり等防止法第25条]	立退きの指示	洪水・津波・高潮・地すべりにより著 しい危険が切迫していると認められ るとき。
		水防管理者 [水防法第29条]	立退きの指示	洪水・津波・高潮により著しい危険が 切迫していると認められるとき。			水防管理者 [水防法第29条]	立退きの指示	洪水・津波・高潮により著しい危険が 切迫していると認められるとき。
		警察官 [災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法第4条]	立退きの指示および立 退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示す ることができないと認めるとき、ま たは市長から要求があったとき。			警察官 [災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法第4条]	立退きの指示および立 退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示す ることができないと認めるとき、ま たは市長から要求があったとき。
			警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められる ときは、必要な警告を発し、および特 に急を要する場合においては危害を 受けるおそれのある者に対し、必要 な限度で避難の措置をとる。				警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められる ときは、必要な警告を発し、および特 に急を要する場合においては危害を 受けるおそれのある者に対し、必要 な限度で避難の措置をとる。
		海上保安官 [災害対策基本法第61条]	立退きの指示および立 退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示す ることができないと認めるとき、ま たは市長から要求があったとき。			海上保安官 [災害対策基本法第61条]	立退きの指示および立 退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示す ることができないと認めるとき、ま たは市長から要求があったとき。
		災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官 [自衛隊法第94条]	避難について必要な措 置	災害により危険な事態が生じた場合 において、警察官がその場にい ない場合に限り、災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官は避難について必要 な措置をとる。			災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官 [自衛隊法第94条]	避難について必要な措 置	災害により危険な事態が生じた場合 において、警察官がその場にい ない場合に限り、災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官は避難について必要 な措置をとる。
	緊急 安全 確保 措置	市 長 [災害対策基本法第60条]	緊急安全確保措置（高 所への移動、近隣の堅 固な建物への待避等）	災害が発生し、またはまさに発生し ようとしている場合において、避難 のための立ち退きを行うことによ り、かえって人の生命または身体に 危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に 照らし緊急を要すると認めるとき。 【水害】 ・氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水 害）が発表されたとき等。 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表さ れたとき等。 【高潮】 ・高潮氾濫発生情報が発表されたと き等。		緊急 安全 確保 措置	市 長 [災害対策基本法第60条]	緊急安全確保措置（高 所への移動、近隣の堅 固な建物への待避等）	災害が発生し、またはまさに発生し ようとしている場合において、避難 のための立ち退きを行うことによ り、かえって人の生命または身体に 危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に 照らし緊急を要すると認めるとき。 【水害】 ・氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水 害）が発表されたとき等。 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表さ れたとき等。 【高潮】 ・高潮氾濫発生情報が発表されたと き等。
		知事およびその命を受 けた職員 水防管理者 [水防法第29条]	緊急安全確保措置（屋 内での待避等）	洪水・津波・高潮によって氾濫による より著しい危険が切迫していると認 められるとき。			知事およびその命を受 けた職員 水防管理者 [水防法第29条]	緊急安全確保措置（屋 内での待避等）	洪水・津波・高潮によって氾濫による より著しい危険が切迫していると認 められるとき。

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行					改定案				
		警察官・海上保安官 [災害対策基本法第61条]	緊急安全確保措置	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。			警察官・海上保安官 [災害対策基本法第61条]	緊急安全確保措置	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。
		警察官 [警察官職務執行法第4条]	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。			警察官 [警察官職務執行法第4条]	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
		災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官 [自衛隊法第94条]	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。			災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官 [自衛隊法第94条]	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
2. 避難指示等の判断基準の策定 市は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位（氾濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位））、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。 <u>（追加）</u>					2. 避難指示等の判断基準の策定 市は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。<u>また、市は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。</u> <u>県は、市の避難情報発令や住民の主体的な避難行動の判断基準を提供するために、県管理河川に水位計や河川監視カメラを整備し、雨量や土砂災害警戒情報等とあわせ、インターネット等で公表する。</u>				
3. （略） 4. 避難指示等の助言 知事は、必要と認めるときは、市長の避難指示等に関する意思決定について助言、勧告等を実施するものとする。 指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 また、市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 <u>（追加）</u>					3. （略） 4. 避難指示等の助言 知事は、必要と認めるときは、市長の避難指示等に関する意思決定について助言、勧告等を実施するものとする。 指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 また、市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 <u>さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u>				
5. （略） 第3～6 （略） 第7 避難所の管理、運営 1. 管理責任者 （略） 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共					5. （略） 第3～6 （略） 第7 避難所の管理、運営 1. 管理責任者 （略） 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の</u>外部支援者の協力が得られるように努めるとともに、必要				

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
団体に対して協力を求めるものとする。 <u>（追加）</u> また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>（追加）</u> （中略） <u>市および県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者の情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。</u> 市は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （略） ２．～４．（略） 第８～１０（略） <u>（新設）</u> 第１０節（略） 第１１節 要配慮者応急対策計画 （略） 第１ 迅速な避難 １．避難を行う場合、あらかじめ作成した「個別避難計画」に基づき、<u>地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。</u>	に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 <u>市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。</u> また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> （中略） <u>（移設）</u> （略） ２．～４．（略） 第８～１０（略） <u>第１１ 避難所外避難者の把握および支援</u> <u>１．避難所外避難者の把握</u> <u>市は、在宅避難者ややむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等、避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）情報の早期把握に努める。</u> <u>２．避難所外避難者に対する支援</u> <u>（１）市は、避難所外避難者に対し、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中泊避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。</u> <u>（２）市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>（３）市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討することや、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> 第１０節（略） 第１１節 要配慮者応急対策計画 （略） 第１ 迅速な避難 １．避難を行う場合、あらかじめ作成した「個別避難計画」に基づき、<u>自主防災組織、民生委員等の避難支援等に携わる関係者を含む</u>住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導・<u>安否確認</u>について地

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<u>2. 民生委員、自主防災組織等に要請し、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。</u> <u>3. 市は被災施設等の的確な状況の把握に努め、県、他市町、社会福祉施設等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう市内外の施設への緊急避難および避難受入れについての情報の収集、提供を行う</u> 第2 市における対応 市は、要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。 1. 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿および個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否情報等が行われるものとする。 2. ～8. (略) 第3～4 (略) 第12節 医療救護計画 (略) 第1～3 (略) 第4 医療提供体制の確保 県は、DMAT（災害派遣医療チーム）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるように努める。 <u>(追加)</u> 第5～8 (略) 第13節 消防計画 (略) 第1～4 (略) 第5 救急救助 1. ～2. (略) 3. 救急救助施設等の整備については、救急自動車その他の救急資機材ならびに救助工作車および救助用資機材を計画的に整備し、充実に努めるものとする。<u>(追加)</u> 4. (略) 第6 (略) 第14～15節 (略)	域ぐるみで協力支援する。<u>ただし、協力支援にあたっては、自らおよびその家族等の生命および身体</u><u>の安全確保を最優先とすること。</u> <u>(削除)</u> <u>2.</u> 市は被災施設等の的確な状況の把握に努め、県、他市町、社会福祉施設等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう市内外の施設への緊急避難および避難受入れについての情報の収集、提供を行う 第2 市における対応 市は、要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。 1. 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>等</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否<u>確認</u>等が行われるものとする。 2. ～8. (略) 第3～4 (略) 第12節 医療救護計画 (略) 第1～3 (略) 第4 医療提供体制の確保 県は、DMAT（災害派遣医療チーム）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>JDAT（日本災害歯科支援チーム）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるように努める。 <u>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努めるものとする。</u> <u>また、市および県は、災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</u> 第5～8 (略) 第13節 消防計画 (略) 第1～4 (略) 第5 救急救助 1. ～2. (略) 3. 救急救助施設等の整備については、救急自動車その他の救急資機材ならびに救助工作車および救助用資機材を計画的に整備し、充実に努めるものとする。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。</u> 4. (略) 第6 (略) 第14節～15節 (略)

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
第１６節 食料供給計画 （略） 第１（略） 第２ 炊出しの実施 １．～２．（略） ３．食品衛生 （１）～（５）（略） （６）炊出し施設は、学校給食室、<u>公民館</u>等の既存施設を使用するがこれらが使用できない場合は、旅館、仕出し屋等民間の施設を借上げて行う。 ４．～６．（略） 第３ <u>食料備蓄上の配慮</u> <u>（新設）</u> 山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。また、<u>粉</u>ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。 <u>（新設）</u>	第１６節 食料供給計画 （略） 第１（略） 第２ 炊出しの実施 １．～２．（略） ３．食品衛生 （１）～（５）（略） （６）炊出し施設は、学校給食室、<u>コミュニティセンター</u>等の既存施設を使用するがこれらが使用できない場合は、旅館、仕出し屋等民間の施設を借上げて行う。 ４．～６．（略） 第３ <u>備蓄・調達計画</u> <u>災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。</u> <u>１．個人の備蓄</u> <u>市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料の備蓄について普及および啓発を図る。</u> <u>２．市の備蓄</u> <u>市は、各指定避難所等を中心に、生命および生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、</u>山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。 また、ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。 <u>３．流通備蓄</u> <u>市および県は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。</u> <u>４．要配慮者への配慮</u> <u>物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。</u> <u>５．食物アレルギーへの配慮</u> <u>市および県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。</u> <u>（移設）</u>
第４ その他 「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料備蓄について普及および啓発を図る。	
第１７節（略）	第１７節（略）
第１８節 住宅応急対策計画 （略） 第１（略） 第２ 応急仮設住宅の建設 １．実施責任者 （略） 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供および賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	第１８節 住宅応急対策計画 （略） 第１（略） 第２ 応急仮設住宅の建設 １．実施責任者 （略） 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供および賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育委活動に十分配慮するものとする。 第3 住宅の応急修理 1. (略) 2. 修理箇所、費用および期間の基準 (1) ～ (2) (略) (3) 期間 災害発生の日から3月以内に完成するものとする。 <u>(追加)</u> 第4～5 (略) 第19節 緊急輸送計画 (略) 第1 (略) 第2 緊急輸送体制の確立 市および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては原則として自己が保有し、または直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定しておくものとする 1. ～2. (略) (新設) 第3 緊急通行車両の確認等 1. 確認申し出 緊急自動車および自衛隊車両を除く、災害応急対策等に従事する関係機関等は、災害応急対策等に必要な車両について、公安委員会が行う緊急通行車両等の<u>事前届出</u>制度によりあらかじめ<u>届出</u>を行っておくものとする。 2. 標章および証明書 緊急通行車両の確認を受けたものは、標章および証明書の交付を受け、<u>標章</u>は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。 第20節 障害物撤去対策計画 (略) 第1～4 (略) 第5 道路関係障害物除去 1. 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行う。 (1) 一般国道のうち直轄指定の道路 国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>小浜</u>国道維持出張所 (2) ～ (3) (略) 2. ～4. (略) 第6 河川・港湾関係障害物除去 1. 河川の漂着物等による場合は、次の区分により除去を行う。 (1) 一級河川のうち直轄管理区間	また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育委活動に十分配慮するものとする。 第3 住宅の応急修理 1. (略) 2. 修理箇所、費用および期間の基準 (1) ～ (2) (略) (3) 期間 災害発生の日から3月以内に完成するものとする。 <u>ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完成するものとする。</u> 第4～5 (略) 第19節 緊急輸送計画 (略) 第1 (略) 第2 緊急輸送体制の確立 市および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては原則として自己が保有し、または直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定しておくものとする 1. ～2. (略) <u>3. 燃料の確保</u> <u>市および県は、災害時の緊急通行車両等の石油供給の拠点となる中核サービスステーションおよび住民への石油供給の拠点となる住民拠点サービスステーションへの搬入路を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。</u> <u>県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u> 第3 緊急通行車両の確認等 1. 確認<u>の申出</u> 緊急自動車および自衛隊車両を除く、災害応急対策等に従事する関係機関等は、災害応急対策等に必要な車両について、<u>県</u>公安委員会が行う緊急通行車両の<u>確認申出</u>制度によりあらかじめ<u>申出</u>を行っておくものとする。 2. 標章および証明書 緊急通行車両の確認を受けたものは、標章および証明書の交付を受け、<u>標章を掲示するときは</u>当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する<u>こととし、証明書を当該車両に備え付けるものとする。</u> 第20節 障害物撤去対策計画 (略) 第1～7 (略) 第5 道路関係障害物除去 1. 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行う。 (1) 一般国道のうち直轄指定の道路 国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>嶺南河川</u>国道維持出張所 (2) ～ (3) (略) 2. ～4. (略) 第6 河川・港湾関係障害物除去 1. 河川の漂着物等による場合は、次の区分により除去を行う。 (1) 一級河川のうち直轄管理区間

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																				
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 <u>北川出張所</u> 2. ～ 3. (略) 第 7 (略) 第 8 その他 1. (略) <u>(新設)</u>	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 嶺南河川国道維持出張所 2. ～ 3. (略) 第 7 (略) 第 8 その他 1. (略) <u>2. 障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。</u>																																				
第 2 1 節 交通対策計画 (略) 第 1 ～ 3 (略) 第 4 通行禁止および制限の手続き 1. <u>通行規制の区分</u> 交通の規制は、次の区分により行う。 <table><tr><th>実施者</th><th>規制種別</th><th>規制理由等</th><th>規制対象</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td rowspan="2">公安委員会</td><td rowspan="2">通行の 禁止 および 制限</td><td>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。</td><td>歩行者 車両等</td><td>道路交通法 第 4 条 第 1 項</td></tr><tr><td>周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。</td><td>緊急<u>自動車</u> 以外の車両</td><td>災対法 第 76 条</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table> 2. (略) 3. 緊急通行車両の確認申請等 (1) 緊急通行車両の<u>事前届出</u> 緊急通行車両の使用者は、災害対策基本法第 76 条に規定する<u>交通規制下における</u>緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の<u>事前届出</u>制度による<u>届出</u>を行い、緊急通行車両等<u>事前届出済証</u>の交付を受けておく。 (2) 緊急通行車両の確認申請 緊急通行車両の確認申請は、<u>警察署および検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、警察署において、緊急通行車両等確認申請の手続き</u>を行うものとする。	実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令	公安委員会	通行の 禁止 および 制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第 4 条 第 1 項	周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急 <u>自動車</u> 以外の車両	災対法 第 76 条	(略)					第 2 1 節 交通対策計画 (略) 第 1 ～ 3 (略) 第 4 通行禁止および制限の手続き 1. 交通規制の区分 交通の規制は、次の区分により行う。 <table><tr><th>実施者</th><th>規制種別</th><th>規制理由等</th><th>規制対象</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td rowspan="2">公安委員会</td><td rowspan="2">通行の 禁止 および 制限</td><td>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。</td><td>歩行者 車両等</td><td>道路交通法 第 4 条 第 1 項</td></tr><tr><td>周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。</td><td>緊急通行車両等以外の車両</td><td>災対法 第 76 条</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table> 2. (略) 3. 緊急通行車両の確認手続き (1) 緊急通行車両の確認の申出 緊急通行車両の使用者は、災害対策基本法第 76 条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両の確認申出制度による申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受けておく。 (2) 災害発生時等における緊急通行車両の確認の申出 あらかじめ緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受けていない車両については、警察本部、警察署または交通検問所において、緊急通行車両の確認の申出を行うものとする。	実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令	公安委員会	通行の 禁止 および 制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第 4 条 第 1 項	周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急 通行車両等 以外の車両	災対法 第 76 条	(略)				
実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令																																	
公安委員会	通行の 禁止 および 制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第 4 条 第 1 項																																	
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急 <u>自動車</u> 以外の車両	災対法 第 76 条																																	
(略)																																					
実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令																																	
公安委員会	通行の 禁止 および 制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第 4 条 第 1 項																																	
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急 通行車両等 以外の車両	災対法 第 76 条																																	
(略)																																					
第 2 2 ～ 2 5 節 (略)	第 2 2 ～ 2 5 節 (略)																																				
第 2 6 節 廃棄物処理計画 災害によって排出されたごみ、し尿等を迅速、適切に収集処理し環境衛生に万全を期する。 第 1 ～ 4 (略) 第 5 災害廃棄物の発生への対応 (略) 市および県は、国が定める災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市が行う災害廃	第 2 6 節 廃棄物処理計画 災害によって排出されたごみ、し尿等を小浜市災害廃棄物処理マニュアルに基づき、迅速、適切に収集処理し環境衛生に万全を期する。 第 1 ～ 4 (略) 第 5 災害廃棄物の発生への対応 (略) 市および県は、国が定める災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、																																				

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																																						
棄物対策に対する技術的な援助を行う。 (略) 第27節 水防計画 (略) 第1 水防の責任 1. (略) 2. 国および県の責任 国および県は、それぞれ下記に示す事項を行う。 <table><tr><th>事 項</th><th>機 関</th><th>内 容</th><th>水防法</th></tr><tr><td rowspan="2">河川の指定</td><td>国</td><td>国民経済上重大な損害を生じる恐れがあると認める河川を指定する。</td><td>10 条</td></tr><tr><td>県</td><td>国が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定する。</td><td>11 条</td></tr><tr><td>洪水予報</td><td>国、県</td><td>指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、水防予報を行い、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない</td><td>10, 11 条</td></tr><tr><td>洪水浸水想定</td><td>国、県</td><td>指定した河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときはその旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。</td><td>14 条</td></tr><tr><td>水位情報</td><td>国、県</td><td>国が指定した河川については氾濫危険水位（特別警戒水位）、県が指定した河川については避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない</td><td>13 条</td></tr><tr><td>水防警報</td><td>国</td><td>指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、県に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。</td><td>16 条</td></tr></table>	事 項	機 関	内 容	水防法	河川の指定	国	国民経済上重大な損害を生じる恐れがあると認める河川を指定する。	10 条	県	国が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定する。	11 条	洪水予報	国、県	指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、水防予報を行い、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	10, 11 条	洪水浸水想定	国、県	指定した河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときはその旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	14 条	水位情報	国、県	国が指定した河川については氾濫危険水位（特別警戒水位）、県が指定した河川については避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	13 条	水防警報	国	指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、県に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	16 条	<u>国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか、</u>市が行う災害廃棄物処理に対する技術的な援助を行う。 (略) 第27節 水防計画 (略) 第1 水防の責任 1. (略) 2. 国および県の責任 国および県は、それぞれ下記に示す事項を行う。 <table><tr><th>事 項</th><th>機 関</th><th>内 容</th><th>水防法</th></tr><tr><td rowspan="2">河川の指定</td><td>国</td><td>国民経済上重大な損害を生じる恐れがあると認める河川を指定する。</td><td>10 条</td></tr><tr><td>県</td><td>国が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定する。</td><td>11 条</td></tr><tr><td>洪水予報</td><td>国、県</td><td>指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、水防予報を行い、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない</td><td>10, 11 条</td></tr><tr><td>洪水浸水想定</td><td>国、県</td><td>指定した河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときはその旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。</td><td>14 条</td></tr><tr><td>水位情報</td><td>国、県</td><td>指定した河川について、<u>氾濫危険水位（特別警戒水位）</u>を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない</td><td>13 条</td></tr><tr><td>水防警報</td><td>国</td><td>指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、県に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。</td><td>16 条</td></tr></table>	事 項	機 関	内 容	水防法	河川の指定	国	国民経済上重大な損害を生じる恐れがあると認める河川を指定する。	10 条	県	国が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定する。	11 条	洪水予報	国、県	指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、水防予報を行い、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	10, 11 条	洪水浸水想定	国、県	指定した河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときはその旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	14 条	水位情報	国、県	指定した河川について、 <u>氾濫危険水位（特別警戒水位）</u> を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	13 条	水防警報	国	指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、県に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	16 条
事 項	機 関	内 容	水防法																																																				
河川の指定	国	国民経済上重大な損害を生じる恐れがあると認める河川を指定する。	10 条																																																				
	県	国が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定する。	11 条																																																				
洪水予報	国、県	指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、水防予報を行い、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	10, 11 条																																																				
洪水浸水想定	国、県	指定した河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときはその旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	14 条																																																				
水位情報	国、県	国が指定した河川については氾濫危険水位（特別警戒水位）、県が指定した河川については避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	13 条																																																				
水防警報	国	指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、県に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	16 条																																																				
事 項	機 関	内 容	水防法																																																				
河川の指定	国	国民経済上重大な損害を生じる恐れがあると認める河川を指定する。	10 条																																																				
	県	国が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定する。	11 条																																																				
洪水予報	国、県	指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、水防予報を行い、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	10, 11 条																																																				
洪水浸水想定	国、県	指定した河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときはその旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	14 条																																																				
水位情報	国、県	指定した河川について、 <u>氾濫危険水位（特別警戒水位）</u> を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	13 条																																																				
水防警報	国	指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、県に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	16 条																																																				

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行					改定案								
		県	指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、水防管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。 また、国より水防警報の通知を受けたときは水防管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	16 条		県	指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、水防管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。 また、国より水防警報の通知を受けたときは水防管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	16 条					
4. ～5. (略) 第2～3 (略) 第4 水防機構 (略)					4. ～5. (略) 第2～3 (略) 第4 水防機構 (略)								
福井地方気象台 福井県水防本部 福井県(砂防防災課) 国土交通省 福井河川国道事務所 福井県 危機対策・防災課 福井県嶺南振興局 小浜土木事務所 国土交通省 北川出張所 若狭消防本部 小浜市水防本部 小浜警察署 一般住民					福井地方気象台 福井県水防本部 福井県(砂防防災課) 国土交通省 福井河川国道事務所 福井県 危機管理課 福井県嶺南振興局 小浜土木事務所 国土交通省 嶺南河川国道維持 出張所 若狭消防本部 小浜市水防本部 小浜警察署 一般住民								
第5 雨量・水位の通報 (略) 1. 主要水位観測通報箇所					第5 雨量・水位の通報 (略) 1. 主要水位観測通報箇所								
河川名	観測地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測通報者	河川名	観測地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測通報者
北川	高 塚	5.20m	6.80m	7.00m	7.70m	北川出張所	北川	高 塚	5.20m	6.80m	7.00m	7.70m	嶺南河川国道維持出張所
遠敷川	遠 敷	2.50m	3.30m	3.50m	4.10m	小浜土木	遠敷川	遠 敷	2.50m	2.80m	2.90m	3.60m	小浜土木
南川	和多田	2.10m	4.50m		7.70m	小浜土木	南川	和多田	2.10m	4.50m		7.70m	小浜土木
〃	中 井	1.80m	3.20m		5.10m	小浜土木	〃	中 井	1.80m	3.20m		5.10m	小浜土木
〃	和久里	1.90m	4.10m	4.40m	4.70m	小浜土木	〃	和久里	1.90m	3.50m	3.60m	4.40m	小浜土木
松永川	四分一	1.90m	2.40m		3.30m	小浜土木	松永川	四分一	1.90m	2.40m		3.30m	小浜土木
2. (略)					2. (略)								
第6 水防活動					第6 水防活動								
1. (略)					1. (略)								
2. 水防監視警戒					2. 水防監視警戒								
(1) 常時監視					(1) 常時監視								

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
水防管理者、若狭消防組合消防本部消防長は、水防法（以下本項で「法」という。）第9条の規定により、必要があると認めたときは、市職員、消防職員または消防団員を派遣して、河川および海岸水防区域を巡視させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、<u>北川</u>出張所長、小浜土木事務所長および関係施設管理者に対し、必要な措置を求める。 （2）～（4）（略） 3．～6．（略） 第28節（略） 第29節 雪害応急対策計画 （略） 第1 除雪対策 （略） 1．（略） 2．除雪責任者 （1）道路 ① 近畿地方整備局福井河川国道事務所<u>小浜</u>国道維持出張所 一般国道のうち直轄指定区間の道路 ②～④（略） （2）（略） 3．～8．（略） 第2～6（略） 第30～31節（略） 第32節 文教対策計画 （略） 第1（略） 第2 応急教育計画 1．（略） 2．授業等再開対策 （略） （1）学校施設の確保 （略） ① （略） ② 被災学校が1校の場合 <u>公民館</u>などの公共施設を借用するほか、隣接学校の余剰教室および特別教室を借用する。それでもなお不足するときは、臨時校舎（プレハブ等）を建設する。 ③ （略） （2）（略） 3．～5．（略） 第3～6（略） 第7 社会教育施設等応急対策 1．<u>公民館</u>およびその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、現地対策本部などに利用されるので、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理または補強を実施する。なお、避難所等が開設された場合、職員は運営等に関し、協力するものとする。	水防管理者、若狭消防組合消防本部消防長は、水防法（以下本項で「法」という。）第9条の規定により、必要があると認めたときは、市職員、消防職員または消防団員を派遣して、河川および海岸水防区域を巡視させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、北川<u>嶺南河川国道維持</u>出張所長、小浜土木事務所長および関係施設管理者に対し、必要な措置を求める。 （2）～（4）（略） 3．～6．（略） 第28節（略） 第29節 雪害応急対策計画 （略） 第1 除雪対策 （略） 1．（略） 2．除雪責任者 （1）道路 ① 近畿地方整備局福井河川国道事務所小浜<u>嶺南河川</u>国道維持出張所 一般国道のうち直轄指定区間の道路 ②～④（略） （2）（略） 3．～8．（略） 第2～6（略） 第30～31節（略） 第32節 文教対策計画 （略） 第1（略） 第2 応急教育計画 1．（略） 2．授業等再開対策 （略） （1）学校施設の確保 （略） ① （略） ② 被災学校が1校の場合 公民館<u>コミュニティセンター</u>などの公共施設を借用するほか、隣接学校の余剰教室および特別教室を借用する。それでもなお不足するときは、臨時校舎（プレハブ等）を建設する。 ③ （略） （2）（略） 3．～5．（略） 第3～6（略） 第7 社会教育施設等応急対策 1．公民館<u>コミュニティセンター</u>およびその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、現地対策本部などに利用されるので、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理または補強を実施する。

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																
2. 開館時に、災害発生の可能性があるときは、状況に応じて利用者の避難を誘導し、安全確保に努める。また、閉館等の措置を講ずる。 3. 被災状況を調査し、速やかに市<u>教育委員会</u>に報告する。 第8（略） 第33～34節 第35節 通信・放送施設応急対策計画（略） 第1 電気通信施設 1.（略） 2. 災害および防災に関する情報連絡先 <table><tr><td rowspan="2">N T T</td><td>お客様支援室</td><td>N T T西日本 福井支店 設備部 災害対策室 Tel；0776－52－3031 FAX；0776－54－8539</td></tr><tr><td>故障受付</td><td>1 1 3お客様サービスセンター 局番なし1 1 3</td></tr><tr><td rowspan="2">N T T ドコモ</td><td>優先電話担当</td><td>N T Tドコモ北陸 福井支店 法人営業担当 0776-24-6199</td></tr><tr><td>問い合わせ先</td><td>局番なし1 5 1 フリーダイヤル 0120-800-000</td></tr><tr><td>K D D I a u</td><td>優先電話担当</td><td>K D D I (株)モバイルソリューション北陸支社 0776-21-1355</td></tr><tr><td>SoftBank</td><td>問い合わせ先</td><td>局番なし1 5 7 0077-7-111</td></tr></table> 3. <u>広報活動</u> 災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報の県および関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。 第2（略） 第36～40節（略）	N T T	お客様支援室	N T T西日本 福井支店 設備部 災害対策室 Tel；0776－52－3031 FAX；0776－54－8539	故障受付	1 1 3お客様サービスセンター 局番なし1 1 3	N T T ドコモ	優先電話担当	N T Tドコモ北陸 福井支店 法人営業担当 0776-24-6199	問い合わせ先	局番なし1 5 1 フリーダイヤル 0120-800-000	K D D I a u	優先電話担当	K D D I (株)モバイルソリューション北陸支社 0776-21-1355	SoftBank	問い合わせ先	局番なし1 5 7 0077-7-111	なお、避難所等が開設された場合、職員は運営等に関し、協力するものとする。 2. 開館時に、災害発生の可能性があるときは、状況に応じて利用者の避難を誘導し、安全確保に努める。また、閉館等の措置を講ずる。 3. 被災状況を調査し、速やかに市の当該施設管理担当部局に報告する。 第8（略） 第33～34節 第35節 通信・放送施設応急対策計画（略） 第1 電気通信施設 1.（略） （削除） 2. <u>広報活動</u> 災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報の県および関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。 第2（略） 第36～40節（略）
N T T		お客様支援室	N T T西日本 福井支店 設備部 災害対策室 Tel；0776－52－3031 FAX；0776－54－8539														
	故障受付	1 1 3お客様サービスセンター 局番なし1 1 3															
N T T ドコモ	優先電話担当	N T Tドコモ北陸 福井支店 法人営業担当 0776-24-6199															
	問い合わせ先	局番なし1 5 1 フリーダイヤル 0120-800-000															
K D D I a u	優先電話担当	K D D I (株)モバイルソリューション北陸支社 0776-21-1355															
SoftBank	問い合わせ先	局番なし1 5 7 0077-7-111															

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案												
第4 1 節 災害救助法の適用に関する計画 (略) 第1 (略) 第2 適用基準 本市における、災害救助法の適用基準は、次のとおりである。 <table><tr><td>人口 平成 27 年国勢調査</td><td>災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数</td><td>災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)</td></tr><tr><td>29,670 人</td><td>50 世帯</td><td>25 世帯</td></tr></table> 法適用基準には上欄のほか、次のものがある。 1 施行令第1条第1項第3号前段 県全体で5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第1条第1項第3号後段 災害が隔絶した地域で発生し、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき 3 施行令第1条第1項第4号 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき (注) 1. 基準世帯数とは住家が全壊（焼）または流失した世帯数である。 2. 半壊（焼）の場合は1/2世帯として換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。 3. 床下浸水、一部損壊世帯は対象外である。 第3～4 (略) 第4章 災害復旧復興計画 (略) 第1～2節 (略) 第3節 民生安定計画 (略) 第1～4 (略) 第5 生活の安定確保 1. ～5. (略) <u>(新設)</u> <u>6. 支援制度の周知</u> 市および県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や<u>災</u>台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	人口 平成 27 年国勢調査	災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)	29,670 人	50 世帯	25 世帯	第4 1 節 災害救助法の適用に関する計画 (略) 第1 (略) 第2 適用基準 本市における、災害救助法の適用基準は、次のとおりである。 <table><tr><td>人口 <u>令和 2</u> 年国勢調査</td><td>災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数</td><td>災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)</td></tr><tr><td><u>28,991</u> 人</td><td>50 世帯</td><td>25 世帯</td></tr></table> 法適用基準には上欄のほか、次のものがある。 1 施行令第1条第1項第3号前段 県全体で5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第1条第1項第3号後段 災害が隔絶した地域で発生し、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき 3 施行令第1条第1項第4号 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき (注) 1. 基準世帯数とは住家が全壊（焼）または流失した世帯数である。 2. 半壊（焼）の場合は1/2世帯として換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。 3. 床下浸水、一部損壊世帯は対象外である。 第3～4 (略) 第4章 災害復旧復興計画 (略) 第1～2節 (略) 第3節 民生安定計画 (略) 第1～4 (略) 第5 生活の安定確保 1. ～5. (略) <u>6. 被災者台帳の整備</u> <u>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> <u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</u> <u>7. 支援制度の周知</u> 市および県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や<u>被災者</u>台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものと	人口 <u>令和 2</u> 年国勢調査	災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)	<u>28,991</u> 人	50 世帯	25 世帯
人口 平成 27 年国勢調査	災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)											
29,670 人	50 世帯	25 世帯											
人口 <u>令和 2</u> 年国勢調査	災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)											
<u>28,991</u> 人	50 世帯	25 世帯											

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
第6～9（略） 第4節 財政援助計画 第1 金融措置 1. ～3.（略） 4. 公的資金による融資 （1）（略） （2）生活福祉資金の貸付け 福井県社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。 また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、<u>住宅資金</u>の貸し付けを行う。 第5節 復興計画 （略） 第1 改良復旧 市および防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。 <u>（追加）</u> なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。 第2（略） 第3 大規模災害からの復興に関する法律の活用 1. ～2.（略） 3. 職員の派遣 <u>（追加）</u> 市は、必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政会館に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。 <u>（追加）</u>	する。 第6～9（略） 第4節 財政援助計画 第1 金融措置 1. ～3.（略） 4. 公的資金による融資 （1）（略） （2）生活福祉資金の貸付け 福井県社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。 また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、福祉資金の貸し付けを行う。 第5節 復興計画 （略） 第1 改良復旧 市および防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。 <u>道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。 第2（略） 第3 大規模災害からの復興に関する法律の活用 1. ～2.（略） 3. 職員の派遣 <u>市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</u> 市は、必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政会館に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。 <u>市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u>

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行				改定案			
別表 3－1－1 災害警戒本部組織表				別表 3－1－1 災害警戒本部組織表			
本部職名	職 名	本部職名	職 名	本部職名	職 名	本部職名	職 名
本部長	副市長	本部員	企画部長	本部長	副市長	本部員	政策幹
本部付	教育長	本部員	民生部長	本部付	教育長	本部員	企画部長
副本部長	総務部長	本部員	教育部長	副本部長	総務部長	本部員	民生部長
副本部長	産業部長	本部員	若狭消防副署長	副本部長	産業部長	本部員	教育部長
本部員	政策幹			本部員	推進監	本部員	若狭消防副署長
別表 3－1－2 災害対策本部組織表				別表 3－1－2 災害対策本部組織表			
本部職名	職 名	本部職名	職 名	本部職名	職 名	本部職名	職 名
本部長	市長	本部員	企画部長	本部長	市長	本部員	企画部長
副本部長	副市長	本部員	民生部長	副本部長	副市長	本部員	民生部長
本部付	教育長	本部員	産業部長	本部付	教育長	本部員	産業部長
本部員	政策幹	本部員	教育部長	本部員	推進監	本部員	教育部長
本部員	総務部長	本部員	若狭消防署長	本部員	政策幹	本部員	若狭消防署長
（追加）	（追加）			本部員	総務部長		
別表 3－1－3 災害対策本部 部設置一覧 （略）				別表 3－1－3 災害対策本部 部設置一覧 （略）			

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行				改定案			
別表 3－1－4 小浜市災害対策本部事務分掌				別表 3－1－4 小浜市災害対策本部事務分掌			
部名	班名	課 名	事 務 分 掌	部名	班名	課 名	事 務 分 掌
総務部	本部班	生活安全課	・災害対策本部の設置、運営、廃止に関すること ・災害対策全般の連絡調整総括に関すること ・災害状況および応急対策実施状況等の総括に関すること ・災害・気象・交通情報等の把握に関すること ・防災行政無線の統制活用に関すること ・避難所の指定および開設・避難状況の把握に関すること ・防災会議委員、その他の防災関係機関との連絡調整に関すること ・その他、他の部（班）に属さないこと	総務部	本部班	生活安全課	・災害対策本部の設置、運営、廃止に関すること ・災害対策全般の連絡調整総括に関すること ・災害状況および応急対策実施状況等の総括に関すること ・災害・気象・交通情報等の把握に関すること ・防災行政無線の統制活用に関すること ・避難所の指定および開設・避難状況の把握に関すること ・防災会議委員、その他の防災関係機関との連絡調整に関すること ・その他、他の部（班）に属さないこと
	総務班	総務課	・職員の動員、配備、従事状況の把握に関すること ・自衛隊等の救援派遣要請、民間協力団体への協力要請に関すること ・他の地方公共団体への応援要請と受け入れに関すること ・他の地方公共団体との相互協力に関すること ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関すること ・職員の食料および厚生に関すること		総務班	総務課	・職員の動員、配備、従事状況の把握に関すること ・自衛隊等の救援派遣要請、民間協力団体への協力要請に関すること ・他の地方公共団体への応援要請と受け入れに関すること ・他の地方公共団体との相互協力に関すること ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関すること ・職員の食料および厚生に関すること
	渉外班	秘書課	・本部長、副本部長の秘書および特命に関すること ・義援金、見舞金品の礼状の送付に関すること ・県・国の視察団の受入れに関すること		渉外班	秘書課	・本部長、副本部長の秘書および特命に関すること ・義援金、見舞金品の礼状の送付に関すること ・県・国の視察団の受入れに関すること
	被災管理班	税務課	・住民の被害状況の調査収集に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・被災者の確認および人的被害の調査、把握 ・被災者の避難状況の記録および報告 ・り災台帳の作成に関すること ・家屋等の被害状況調査 ・防犯対策に関すること ・り災証明の発行に関すること		被災管理班	税務課	・住民の被害状況の調査収集に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・被災者の確認および人的被害の調査、把握 ・被災者の避難状況の記録および報告 ・り災台帳の作成に関すること ・家屋等の被害状況調査 ・防犯対策に関すること ・り災証明の発行に関すること
	特命班	議会事務局 食のまちづくり課	・本部長の特命 ・他の班の応援		特命班	議会事務局 食のまちづくり課	・本部長の特命 ・他の班の応援
企画部	広報情報班	<u>広報・デジタル推進課</u>	・住民への指示、命令の伝達に関すること ・災害広報に関すること ・災害情報の収集、記録に関すること ・気象情報および交通情報等の収集に関すること ・報道機関への対応、連絡に関すること ・関係市町および防災関係機関の被害情報収集	企画部	広報情報班	<u>コミュニティ支援課</u> <u>DX推進室</u>	・住民への指示、命令の伝達に関すること ・災害広報に関すること ・災害情報の収集、記録に関すること ・気象情報および交通情報等の収集に関すること ・報道機関への対応、連絡に関すること ・関係市町および防災関係機関の被害情報収集

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行					改定案				
		財政班	財政課	・物資購入、応急資機材の確保に関する事 ・救援物資等の要請および管理に関する事 ・災害関係費の予算措置および出納に関する事 ・災害見舞金、義援金の受理および配分に関する事			財政班	財政課	・物資購入、応急資機材の確保に関する事 ・救援物資等の要請および管理に関する事 ・災害関係費の予算措置および出納に関する事 ・災害見舞金、義援金の受理および配分に関する事
	企 画 部	施設管理班	営繕管財課	・輸送にかかる民間車両等の借り上げに関する事 ・車両の確保、配車管理に関する事 ・電気・電話・ガス等ライフラインの応急処理に関する事 ・災害用電話等通信機器の確保および設置に関する事 ・市有財産、避難施設等の被害状況の把握、応急対策および復旧に関する事 ・建物の応急危険度判定に関する事 ・被害建築物の応急対策に関する事 ・仮設住宅の建設および管理に関する事 <u>(追加)</u>		企 画 部	施設管理班	営繕管財課	・輸送にかかる民間車両等の借り上げに関する事 ・車両の確保、配車管理に関する事 ・電気・電話・ガス等ライフラインの応急処理に関する事 ・災害用電話等通信機器の確保および設置に関する事 ・市有財産、避難施設等の被害状況の把握、応急対策および復旧に関する事 ・建物の応急危険度判定に関する事 ・被害建築物の応急対策に関する事 ・仮設住宅の建設および管理に関する事 ・みなし仮設住宅に関する事
		公共交通班	新幹線・交通まちづくり課	・バス、鉄道の運行状況調査に関する事			公共交通班	新幹線・交通まちづくり課	・バス、鉄道の運行状況調査に関する事
		ボランティア班	<u>(追加)</u> 未来創造課	・災害対策本部と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・被災地区および避難所と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・ボランティアの活動支援ならびに受け入れおよび派遣に関する事			ボランティア班	コミュニティ支援課 未来創造課	・災害対策本部と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・被災地区および避難所と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・ボランティアの活動支援ならびに受け入れおよび派遣に関する事
	民 生 部	衛生班	環境衛生課	・遺体安置所の確保および収容に関する事 ・死亡者の埋葬に関する事 ・災害廃棄物の総合的処理企画に関する事 ・一般廃棄物の収集および処理に関する事 ・し尿等の収集および処理に関する事 ・衛生および環境対策に関する事		民 生 部	衛生班	環境衛生課	・遺体安置所の確保および収容に関する事 ・死亡者の埋葬に関する事 ・災害廃棄物の総合的処理企画に関する事 ・一般廃棄物の収集および処理に関する事 ・し尿等の収集および処理に関する事 ・衛生および環境対策に関する事
		救護班	子ども未来課	・被災者の医療および健康相談に関する事 ・医師会等医療機関との連絡調整および医療関係者の確保に関する事 ・医療品等の調達、供給に関する事 ・救護所の開設に関する事 ・医療ボランティアの受入れ、調整に関する事 ・感染症対策に関する事			救護班	子ども未来課	・被災者の医療および健康相談に関する事 ・医師会等医療機関との連絡調整および医療関係者の確保に関する事 ・医療品等の調達、供給に関する事 ・救護所の開設に関する事 ・医療ボランティアの受入れ、調整に関する事 ・感染症対策に関する事
		要配慮者支援班	子ども未来課 高齢・障がい者 元気支援課	・避難行動要支援者の支援策に関する事 ・老人、身障者等の対策に関する事 ・保育園児の安全対策に関する事 ・母子対策に関する事 ・日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関する事			要配慮者支援班	子ども未来課 高齢・障がい者 元気支援課	・避難行動要支援者の支援策に関する事 ・老人、身障者等の対策に関する事 ・保育園児の安全対策に関する事 ・母子対策に関する事 ・日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関する事

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行					改定案				
		市民福祉課	・被災者への炊き出しに関する事 ・災害救助法に基づく救助事務全般 ・福祉避難所に関する事				市民福祉課	・被災者への炊き出しに関する事 ・災害救助法に基づく救助事務全般 ・福祉避難所に関する事	
民 生 部	窓 口 班 相 談	市民福祉課	・市民等からの問い合わせ対応 (追加)		民 生 部	窓 口 班 相 談	市民福祉課	・市民等からの問い合わせ対応 ・被災者台帳の作成に関する事 ・災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の被災者支援に関する事	
産 業 部	産 業 班	(追加) (追加) 商工観光課 農政課 里山里海課 文化交流課	・商工観光施設の被害調査および応急対策に関する事 ・企業、関係団体への支援協力要請に関する事 ・商工業関係の災害に関する事 ・被害農作物の調査および応急技術対策に関する事 ・家畜等の被害対策に関する事 ・漁業関連機関との連絡調整に関する事 ・漁場、沿岸等の環境調査に関する事 ・流出物の調査、管理処分に関する事 ・文化財の被害調査および応急対策に関する事		産 業 部	産 業 班	商工振興課 文化観光課 農政課 里山里海課	・商工観光施設の被害調査および応急対策に関する事 ・企業、関係団体への支援協力要請に関する事 ・商工業関係の災害に関する事 ・被害農作物の調査および応急技術対策に関する事 ・家畜等の被害対策に関する事 ・漁業関連機関との連絡調整に関する事 ・漁場、沿岸等の環境調査に関する事 ・流出物の調査、管理処分に関する事 ・文化財の被害調査および応急対策に関する事	
	物 資 供 給 班	(追加) (追加) 商工観光課 農政課 里山里海課	・物資の管理、配給および移送に関する事 ・応急復旧資機材の輸送に関する事			物 資 供 給 班	商工振興課 文化観光課 農政課 里山里海課	・物資の管理、配給および移送に関する事 ・応急復旧資機材の輸送に関する事	
	調 査 工 作 班	都市整備課 農政課 里山里海課 上下水道課	・危険箇所等の確認、パトロールに関する事 ・河川水位の観測および河川情報の収集に関する事 ・道路等交通施設の被害情報の収集に関する事 ・水防応急対策・水防資機材の調達および管理に関する事 ・土砂災害の応急対策に関する事 ・道路通行制限に関する事 ・緊急輸送路、避難路および救援路の確保に関する事 ・道路通行支障物の解体、撤去および処理に関する事 ・建設機材の借上げ、調達に関する事 ・建設機構等関係機関との連絡調整に関する事 ・災害復旧用資機材の確保調達に関する事 ・農地、農業用施設の被害調査および応急対策に関する事 ・林地、林業用施設の被害調査および応急対策に関する事 ・漁港、漁業用施設の被害調査および応急対策に関する事 ・河川、道路の被害調査および応急対策に関する事 ・下水道施設の被害調査および応急対策に関する事			調 査 工 作 班	都市整備課 農政課 里山里海課 上下水道課	・危険箇所等の確認、パトロールに関する事 ・河川水位の観測および河川情報の収集に関する事 ・道路等交通施設の被害情報の収集に関する事 ・水防応急対策・水防資機材の調達および管理に関する事 ・土砂災害の応急対策に関する事 ・道路通行制限に関する事 ・緊急輸送路、避難路および救援路の確保に関する事 ・道路通行支障物の解体、撤去および処理に関する事 ・建設機材の借上げ、調達に関する事 ・建設機構等関係機関との連絡調整に関する事 ・災害復旧用資機材の確保調達に関する事 ・農地、農業用施設の被害調査および応急対策に関する事 ・林地、林業用施設の被害調査および応急対策に関する事 ・漁港、漁業用施設の被害調査および応急対策に関する事 ・河川、道路の被害調査および応急対策に関する事 ・下水道施設の被害調査および応急対策に関する事	
	給 水 班	上下水道課	・飲料水の確保および供給に関する事 ・上水道施設の被害調査および応急復旧に関する事 ・広域給水応援の受入れ、調整に関する事			給 水 班	上下水道課	・飲料水の確保および供給に関する事 ・上水道施設の被害調査および応急復旧に関する事 ・広域給水応援の受入れ、調整に関する事	
	住 宅 班	都市整備課	・市営住宅の被害調査および応急対策			住 宅 班	都市整備課	・市営住宅の被害調査および応急対策	

小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 新旧対照表

現 行					改定案				
教 育 部	学 校 班	教育総務課	・被災児童生徒に対する応急教育の実施に関する事 ・被災児童生徒の安全対策および保健管理に関する事 ・教材、学用品等の確保に関する事		教 育 部	学 校 班	教育総務課	・被災児童生徒に対する応急教育の実施に関する事 ・被災児童生徒の安全対策および保健管理に関する事 ・教材、学用品等の確保に関する事	
	避 難 所 班	生涯学習スポーツ課 会計課 監査委員事務局 各避難施設	・避難所の開設および責任者、連絡員等の派遣に関する事 ・避難所の管理運営に関する事 ・避難者の把握に関する事 ・文化体育施設の被害調査および応急対策に関する事			避 難 所 班	生涯学習スポーツ課 会計課 監査委員事務局 各避難施設	・避難所の開設および責任者、連絡員等の派遣に関する事 ・避難所の管理運営に関する事 ・避難者の把握に関する事 ・文化体育施設の被害調査および応急対策に関する事	
消 防 部	消 防 班	若狭消防署 小浜消防団	・消防全般の企画体制の確立に関する事 ・消防活動に関する事 ・水防情報の収集に関する事 ・水防体制の確立および水防活動に関する事 ・急患輸送避難誘導に対する協力に関する事 ・災害防御および救助活動に関する事 ・地水利の安全確保に関する事 ・警戒監視および被災地における被害調査に関する事 ・広域消防応援の受入れおよび調達に関する事 ・特命事項に関する事		消 防 部	消 防 班	若狭消防署 小浜消防団	・消防全般の企画体制の確立に関する事 ・消防活動に関する事 ・水防情報の収集に関する事 ・水防体制の確立および水防活動に関する事 ・急患輸送避難誘導に対する協力に関する事 ・災害防御および救助活動に関する事 ・地水利の安全確保に関する事 ・警戒監視および被災地における被害調査に関する事 ・広域消防応援の受入れおよび調達に関する事 ・特命事項に関する事	
共通事項			・関係機関との連絡調整に関する事 ・各課所管施設および関連施設の被害調査および応急対策に関する事 ・各課所管の避難所の開設および管理運営に関する事 ・各部（班）の相互協力に関する事 ・部内関係の災害記録に関する事		共通事項			・関係機関との連絡調整に関する事 ・各課所管施設および関連施設の被害調査および応急対策に関する事 ・各課所管の避難所の開設および管理運営に関する事 ・各部（班）の相互協力に関する事 ・部内関係の災害記録に関する事	

